

平成27年第1回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第2日目招集年月日 平成27年3月6日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第2日目開会年月日 平成27年3月6日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君      | 2番 主 枝 幸 子 君 |
| 3番 奥 村 富士雄 君      | 4番 柚 木 喬 君   |
| 5番 瀧 野 純 敏 君      | 7番 出 下 孝 君   |
| 8番 姫 宮 五 鈴 君      | 9番 折 出 直 幸 君 |
| 10番 大 田 直 樹 君     | 11番 中 雅 洋 君  |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長） |              |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長       | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 吉原 修 君   |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 縫部 逸都 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 河本 和彦 君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |        |                                           |
|------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                                    |
| 日程第2 | 議案第8号  | 「坂町行政手続条例の一部改正について」                       |
| 日程第3 | 議案第9号  | 「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について」     |
| 日程第4 | 議案第10号 | 「職員の給与に関する条例の一部改正について」                    |
| 日程第5 | 議案第11号 | 「教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」 |
| 日程第6 | 議案第12号 | 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」      |
| 日程第7 | 議案第13号 | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」   |
| 日程第8 | 議案第14号 | 「坂町職員定数条例の一部改正について」                       |
| 日程第9 | 議案第15号 | 「坂町表彰条例の一部改正について」                         |

|       |        |                                                                                             |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第10 | 議案第16号 | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                                                                         |
| 日程第11 | 議案第17号 | 「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」                                           |
| 日程第12 | 議案第18号 | 「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第13 | 議案第19号 | 「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」                |
| 日程第14 | 議案第20号 | 「坂町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について」                                                                |
| 日程第15 | 議案第21号 | 「坂町保育所条例の廃止について」                                                                            |
| 日程第16 | 議案第22号 | 「坂町保育所使用料条例の廃止について」                                                                         |
| 日程第17 | 議案第23号 | 「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」                                                              |
| 日程第18 | 議案第24号 | 「財産の無償譲渡について」                                                                               |
| 日程第19 | 発議第1号  | 「坂町議会委員会条例の一部改正について」                                                                        |
| 日程第20 | 議案第25号 | 「平成27年度坂町一般会計予算」                                                                            |
| 日程第21 | 議案第26号 | 「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」                                                                    |
| 日程第22 | 議案第27号 | 「平成27年度坂町下水道事業特別会計予算」                                                                       |
| 日程第23 | 議案第28号 | 「平成27年度坂町介護保険事業特別会計予算」                                                                      |
| 日程第24 | 議案第29号 | 「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」                                                                     |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席してください。

○議長(川本英輔議員) 傍聴席には小屋浦小学校6年生児童の皆さん、また、一般の方々も多数傍聴に来ていただきました。ありがとうございます。6年生の皆さんは1時間の貴重な時間でありますので、しっかり学んで帰ってください。よろしく願います。

(小屋浦小学校児童「小屋浦小学校です。よろしく願います」)

○議長(川本英輔議員) ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、8名から9問の質問事項が通告されております。それでは1問ずつ順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

4番 柚木 喬議員から「地方創生戦略に向けての確認」の件を質問願います。

柚木議員。

○4番(柚木 喬議員) 「地方創生戦略に向けての確認」の件で質問いたします。

地方創生戦略が全国的に論議されていますが、この件についての過去の検討課題の再確認をさせていただきたいと思っております。

一点目に、まずこの戦略の組み立て方・基礎は、町民に対し施策面で成果数値の目標値がわかるようにすることと思っております。主要事業費一覧表だけでなく、年度予算作成時点で達成期間の設定や目標数値の進捗状況をチェックする業務体制をつくることと思っております。逼迫財政の中、貴重な税金の使い道の見える化を進めるべきであると思っておりますが、見解を伺います。

二点目に、空き家対策の考え方にさらなる進展はあるのかどうか。坂町にとって地方創生、人口減対策の軸になると考えられますが、見解を伺います。

三点目に、生活道路の拡幅について、地方創生に軸である町の活性化や人口減対策、

また、高齢者対策としてこの機会に一步でも全町を対象に進めていく必要があると思いますが、見解を伺いたい。

以上、過去いただいた議論とダブる点もあろうかと思いますが、地方創生戦略の考え方を導入する中で、幾らかの進展があるのではないかと思います。現在の進捗なり考え方を伺いたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地方創生戦略に向けての確認」の件についてお答えをいたします。

現在、我が国では地方を中心に人口減少が深刻な問題となっております。地方の人口減少の克服には、若者がみずからの希望に基づき結婚をし、子供を産み、育てやすい社会環境をつくるのが大切です。

また、地方から大都市への若者の流出に歯どめをかけるため、地域経済を活性化させ、雇用を創出するとともに、若者に魅力ある地域の構築が必要であります。みずから生まれた地域で学び、働き、地域を支えるという地域内循環ができるまちづくりが、まさに地方創生のまちづくりであると考えます。

御質問一点目の戦略の組み立て方について、施策面で成果数値の目標値がわかるようにし、進捗状況をチェックし、税金の使い道の見える化を進めるべきであるについてでございますが、昨年策定されました国の長期ビジョンと総合戦略を勘案しつつ、坂町の将来目標人口1万6千人に向け、来年度、人口の現状分析と将来展望を行い、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を求めた坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し公表をいたします。

総合戦略には盛り込む政策分野ごとに5年後の基本目標を設定をし、この基本目標には目標数値も設定をいたします。

また、各政策分野に盛り込む具体的施策につきましても、それぞれに実現すべき客観的な成果目標を具体的数値で設定をいたします。

地方創生を実現するためには、効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくことが大切です。そのためには、基本目標や具体的施策において設定をした目標数値等をもとに実施した施策、事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂することも予定をいたしております。

御質問二点目と三点目の地方創生と空き家対策、生活道路の拡幅についてでございますが、本町における人口減対策の最優先すべき施策は、県道坂小屋浦線、町内幹線道路及び生活道路の整備であると考えております。

県道坂小屋浦線は平成ヶ浜から町道総頭川1号線までを1工区として用地買収を進めており、現在、町道陰大曲線と大曲1号線が交差する地点から坂保育所付近で本格的な整備が進められ、約186メートルの区間について、3月末完成を目指して鋭意取り組んでいると伺っております。

引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら早期完成を目指し、広島県とともに事業を推進してまいります。

また、平成27年度には県道坂小屋浦線とのアクセス向上のため、坂東4丁目内におきまして町道を新設をいたします。

なお、平成28年度以降も、残る生活道の整備を推進してまいります。

これらの道路整備を進めることにより、土地の有効活用が図られるとともに、空き家の有効活用にもつながるものと考えております。

来年度、策定をいたします坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、町内各種団体へのヒアリングを実施するとともに、住民代表を初め、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関等で構成する組織で、その方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見を伺うこととしております。その中で空き家対策、生活道路の問題についても意見を伺いたいと考えております。

本町の課題である地域間の格差を解消させ、均衡ある地域の発展を図り、親から子へ、子から孫へと、世代間の循環が可能な地域を構築させ、歴史・文化・地域を守っていくことができるまちづくりを目指し、町民と行政が地域発展の目標を共有し、一体となって活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 一点目の確認、政策目標管理について前向きな回答をいただきました。ありがとうございます。

こういうような考え方をしてやっていかなきゃいけないと思うんです。これを機会に、地方創生テーマだけじゃなくて、一般の予算テーマ、通常予算テーマもこの手法を取り入れて、やはり事業費をこれだけ使うんじゃなくて、この事業費を使っ

てこの成果を上げるんだというような考え方をするようなことをやる、政策目標として取り入れるべきじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうに思われますか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

単年度の予算につきましては、そういった部分に少しなじまない部分もあろうかと思ひまして、現在、坂町では長期総合計画に基づきまして事業を計画的に進めておるところなんです、長期総合計画10年間の計画の中で、昨年度、前半の3年間のそういった事業実績の成果、またそこら辺の検証も実施をいたしたところです。

また、毎年度、決算のときには主要な施策の成果を皆様にもお示しをさせていただいておりますが、そういったような形で、いわゆる事業の成果がこういった形にあらわれているかについては、毎年度、決算に応じて報告をさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） いわゆる、今、言われたように、決算で、結果、こうなりましたというのはもう過去の話でええんです。だから進捗状態がわかるような形のもの、例えば大きい事業、例えば新規事業についてやっていただきたいと希望します。

次に、石破大臣が言われている地方創生資料の中に、P D C Aサイクルというのがございますね。これ、つまりプラン、計画です。ドゥー、実行、それからCはチェック、評価いうんですか、それからアクション、これが改善するいう、このサイクルをつくって回しんさいということがありますが、これをやっぱり組み込んでいかなきゃいけないということしてなるんですが、これはこの戦略をする前に、基本条項ですから、すぐ対応しないと間に合わないと思うんですが、いつまでにできるんでしょうか。その辺をちょっとお答えください。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 地方版創生総合戦略、坂町で言います坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略でございますが、来年度、27年度中に策定いたします。

議員言われましたP D C Aサイクルについても、その戦略の中に入れていくということになります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 基本的な事項じゃけん、早うやってほしいということなんです。戦略ができたからじゃなくて、そういうことは先に走っていかないといけないと思うんで、よろしくをお願いします。

それから二点目、三点目を実は束ねられて回答があるんですけども、ここの中でうたわれていることは、各種団体等のヒアリング、これは大いに結構だと思います。よろしくお願ひしたいと思うんですが、ただ、空き家について軸ぶれせんようにちょっと確認するんですが、町長の施政方針で、生まれた地域で地域内循環いうことを言われたんですね。これはさっきの答弁にもあったんですが、このことが地方創生なんだというようなことを言われたんです。まさにこの地域内循環というのと、空き家はどのような、切り離せないんじゃないかと思うんですが、その辺の見解をちょっと伺いたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いわゆる地域内循環でありますけども、空き家との関連もあろうかと思いますが、ただ、従前から空き家のことをよく御質問されるんでありますけども、空き家をどうするかということにつきましては、やはり持ち主の意向がはっきりしないとこれはできんと思うんです。それと同時に、空き家を活用するのに皆さんの税金を投入をして、それをリフォームする。これもなかなか難しい問題があるかと思いますが。全国津々浦々で、そういうことで悩んでおられる自治体も多々あるというふうに伺っております。そこらをしっかりルール決めをして進めていかないと、なかなか実現はできんと思います。

しかしながら一方では、そういう空き家を半面有効活用するということで、やはりそれを活用しない土地を有効に活用するというのも大切なことでありますんで、そこらもしっかり地域とともに議論をしながら進めていかないと、ただ行政が、ほいじゃあ、ああする、こうするということで進めていっても、これはできんことだと思うんであります。要は、地域と一体となって、行政と地域が同じ方向を向いて、そしてその実現のために二人三脚で歩いていくということが、やはり地域内循環をさらに好循環に変えていく要素にもなるんだというふうに思っておりますので、議員さんにもそういう思いがあれば、ぜひとも地域のほうでそういう声を上げていただきまして、行政と一緒に、何らかの形でそういう方々にもお話をしながら、説得をしながら進めていこうじゃないかというふうな方向で歩いていただければ、非常に我々も前に

進みやすいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今、空き家空き家いうことで、前から私もお願いしてるんですが、多分、町長、空き家というのは、出た空き家と、今から防止する空き家いうことがあるかと思うんです。この前、12月に何か成立した空き家対策特措法いうのがあるんですけども、その中でも、空き家が出た分は固定資産税を何とかするというような国の基本的な関係でやるんじゃないけど、防止するというのは自治体のほうにあるんじゃないということを書いてあるんです。だからやっぱり前向きに、空き家についてうちの町はこうするんだ、少なくとも調査を先にしていくんだとかいうようなことをやっぱり考えていってもらいたいというのがこの件の確認です。

次の質問に入ります。

それから生活道路の拡幅についてです。これは更新確認に、町長、なるんですけども、公有財産購入費をやっぱり駆使して、3地区に計画的に平等に客観的に取り組んで投資していかないと、とても生活道路の拡幅はなっていないかと思うんです、土地の寄附を待っている段階じゃ、今回、ないと思うんですが、その辺の見解をちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 道路整備につきましても、第4次長期総合計画でも示しておりますけれども、計画的には進めておるところであります。もちろん横浜地区も、平成ヶ浜の開発にあわせたエリアについては優先的に投資をして整備を進めておるような実績もあります。

そういう中で、このことについても議員さんからよく御指摘を受けるわけでありまして、やはり限られた財源の中でそれをうまく運用をしながら、いかに多くの町民にサービスが提供できるか、それを実現するのがまさに我々の仕事だと思うんです。お金があればそれは幾らでもできるんです。やはりそこらも、いつも私が従前から申し上げておりますように、坂町で単独でやるということになりますと、やはりそれに必要な財源を、税をつくっていかないとなかなか難しいと思います。県内でも、例えば安芸郡では府中町が、今、都市計画税を0.2%とっております。近隣の市も0.3%の都市計画税を導入しております。安芸郡では海田、坂、熊野は導入をしておりませんが、近隣の市町ではそういう税の導入もしながら、そういうも

のに対応しておるようなところもあります。しかしながら、それでもつかないのが現状であります。やはりそこらをしっかり町民のいろいろ意見を伺いながら、議会とともにそういう制度をどうするかということ、まず財源をどうするかということ、やはり考えていかないと、なかなか難しいんじゃないかと思えます。

例えば大きな道路であれば、それはある程度の国からの支援も得られるルールがありますけれども、現状では、町内の小さい、いわゆる細い道路、こういう類いのものについては、やはり単町でやっていかなきゃなかなかできない問題もハードルもあります。そこらを乗り越えようと思いましたら、やはり先ほど申しましたようなことを町民の皆様をしっかり理解をしていただいて、そういう中でそういう浄財をいただきながら前へ進めていく方法しか現状ではなかなか難しいんだと思えます。

そのほか、地域全体を再開発をするような区画整理事業とか、そういう資本を入れればまた別の次元の考え方もあろうかと思えますけれども、現状ではそういうふうな状況でありまして、やはり計画的に限られた財源の中で、小屋浦、横浜、坂地区をどういうふうに基盤整備を進めていくか、インフラを整備していくかということ、しっかりと計画的にやっていくことが、最終的には住民にとって一番財源的にもいい方向じゃないかというふうに私は思っておるところでございます。

○4番（柚木 喬議員） 終わります。

○議長（川本英輔議員） 1番中川ゆかり議員から「ウォーキングをより楽しむための整備・広報は」の件を質問願います。

中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 「ウォーキングをより楽しむための整備・広報は」の件についてお伺いいたします。

平成22年に悠々健康ウォーキングのまち宣言をして4年がたちました。坂町では坂町悠々健康ウォーキング大会、ようよう坂町ウォーキングなどの実施を初め、高齢者の健康維持増進を目的とした万歩計を配布するなどの促進をし、実績を上げています。

ウォーキングトレイルや遊歩道は、歩きながら潮の香りや四季を感じ、坂町をより身近に知る上で最適だと思います。

しかしながら、町内には多くの神社、仏閣が各地域に点在して、それぞれの地域の人たちに守られています。

その一部は坂町史にも記載されており、坂町の歴史を知ることや継承する上で大切なことと考えますが、ウオーキングをする中で生かされているのでしょうか。

町内外のウオーカーに自然とともに数々の歴史文化に触れていただき、ウオーキングをより楽しんでもらう整備・広報が必要だと考えますが、関係当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「ウオーキングをより楽しむための整備・広報は」の件についてお答えいたします。

本町では平成22年に町制施行60周年を記念し、ウオーキングを通じて健康でたくましい心と体をつくり、悠々とした心豊かな生活を目指し、親から子へ、子から孫へと伝統ある我が町を受け継いでいくため、悠々健康ウオーキングのまちを宣言したところでございます。

ハード面におきましては、21世紀健康増進公園ネットワーク整備計画に基づき計画的に整備を進め、町内の公園、ウオーキングトレイル、既存の遊歩道、都市緑地などを有機的に結びつけ、ネットワーク化を図り、町内外の多くの方に利用していただいております。

ソフト面におきましては、平成23年度から毎年町内外より千名を超える参加者を迎え、「悠々健康ウオーキング大会」を盛大に開催しております。

また、平成20年度から産学官連携による「ようよう坂町ウオーキング」を毎月開催し、継続して町内外の方々に参加していただいております。

また、青少年育成坂町民会議の主催により、平成21年度から坂町郷土史会に御協力をいただき、坂町の歴史を学び継承するため、町内を実際に歩いて、坂町の歴史や変遷を子供たちに伝えていく「坂町の昔を知ろう」を毎年実施しております。

御質問の、町内外のウオーカーに自然とともに数々の歴史文化に触れていただき、ウオーキングをより楽しんでもらう整備・広報が必要と考えますが、関係当局の見解につきましては、現在、整備されたウオーキングトレイルや遊歩道のネットワークをより有効利用していただくために、悠々健康ウオーキング大会を初め、各種行事で参加者にパンフレット「坂町を歩こう」を配布するなど広報に努めております。

このパンフレットには、ウオーキングトレイルなどのコース図に町内の文化財などが表示され、坂町の自然や歴史文化を紹介するものとなっております。

今後とも、町内外の方々に坂町の自然と歴史文化に触れていただき、「ウォーキングの町」坂町をより浸透させるため、ウォーキングトレイルや遊歩道のネットワークなどについて、「坂町を歩こう」や商工会で作成した「ウォーキングマップ」などを活用し、情報の発信を進めてまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 坂町としては、坂町史を作成するに当たり多くの歴史を調べておられますが、町内には指定文化財だけでなく、そのほかにも史跡はたくさんあるのですが、そのほとんどに由来などの表示がされておられません。工夫を凝らした行事を行っておられますし、そういう場合は、坂町の郷土史会の案内人がいて説明をくれます。個人の町内外のウォーキングをされる方にとっては、由来を知らせるすべがないので、史跡の表示をしてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） お答えいたします。

答弁にもありました青少年育成町民会議主催の「坂町を知ろう」におきましては、指定文化財だけではなくて、坂町史の中から幅広く題材を求めまして、史跡を巡って、町史の内容をそれぞれ説明をさせていただいております。

また、町のホームページに坂町の文化・歴史としまして、文化財の分布図に、有名な史跡だけではなく、その他の史跡も掲載して情報を発信しております。

今後とも、図書館のウォーキングコーナー、横浜のウォーキングセンターなどの活用も含め広報に努めてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 史跡の表示をしてはいかがでしょうかということについての答弁がないようでしたので、これについて、いま一度、答弁をお願いいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 史跡の表示につきましては、これは教育委員会だけでなく、関係課とも連携を図りながら、どういったことができるのか見当もしてまいりたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） よろしくお願ひします。

次に、パンフレット、ウォーキングマップの件についてちょっとお伺ひします。

ウォーキングマップについては限られた史跡しか載っておらず、小さい史跡も念頭に入れて紹介する方法を、今現在は、こういうものができ上がっておりますけど、これも予算の中でいろいろ検討された上で工夫をされているとは思いますが、もう少し細かく、今よりもっと楽しめるようなものをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） お答えいたします。

今より楽しめる、現在は「坂町を歩こう」と商工会が発行した「ウォーキングマップ」が当然ございますので、その活用を積極的に進めていきたいと思ひます。

将来的にはわかりませんが、できる範囲で、要は細かい史跡、説明等なんかについても、チラシを例えばウォーキングコーナーなどに置いたりとか、そういうのを、現段階でできることを進めて、町内外の方に発信していきたいと思ひております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時33分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ウォーキングマップにつきましても、もうでき上がってかなり年月がたっておるようでありますので、また、町の今の現状をしっかりと見きわめながら、これらの改訂についてもいろいろ検討していければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野純敏議員から「再度聞く県道坂小屋浦線の進捗について」の件を質問願ひします。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 「再度聞く県道坂小屋浦線の進捗について」質問をいたします。

県道1-2工区は、昨年、秋口より大きく工事が進み、家屋の移転や残地の有効利用も進んでいます。しかし、地元では1-1工区の進捗率は約1年余り変化がないのではないかとされているが、真意をお聞きしたい。

平成25年の私の質問で、5軒の家屋が移転完了し、起業地のうち33%が契約できているとのことであった。また、土地の取得状況により、整備効果が発揮できる見込みが立てば、高架橋など1-1工区の工事に着手するはずではなかったのか。県も財政の逼迫している現在、そうやすやすと事業の進展があるとは思えないが、町当局の見解を伺いたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度聞く県道坂小屋浦線の進捗について」の件についてお答えをいたします。

県道坂小屋浦線につきましては、平成22年8月に都市計画道路坂中央線の街路区間において事業認可を取得後、1工区全体で現在まで38件の用地補償契約を締結しており、買収面積の進捗率は65%となっております。

特に進捗のよい1-2工区においては、昨年9月から本格的な工事に着手をいたし、町道陰大曲線と大曲1号線が交差する地点から坂保育所付近の約186メートルについては、3月末完成を目指して鋭意取り組んでいると伺っております。

御質問一点目の、1-1工区の進捗率は1年余り変化がないのではにつきましては、1-1工区におきましても用地交渉が着実に進み、現在まで9件の用地補償契約を締結をいたしており、買収面積の進捗率は約46%となっております。

引き続き、関係地権者のさらなる御理解、御協力を得て、広島県とともに用地交渉に鋭意取り組んでまいります。

御質問二点目の、土地の取得状況により高架橋など1-1工区の工事に着手するのではにつきましては、平成25年12月定例会の一般質問でお答えをいたしましたように、用地の取得状況により整備効果が発揮できる見込みが立てば、高架橋を含む1-1工区の工事に着手すると広島県から伺っているところでございます。

議員御指摘のとおり、広島県も災害復旧事業を初めとし、各種ハード事業も多く、財源の確保が非常に厳しい状況とは伺っておりますが、本事業に対しましては、進捗状況に応じた予算措置をしていただけると伺っております。

県道坂小屋浦線は坂地区の骨格となる道路としてぜひ必要な道路であるため、国・

県に事業の促進についてこれまで以上に働きかけを行うとともに、早期完成に向け、引き続き、全力を挙げて取り組んでまいります。

議員の皆様のご支援及び関係者の方々のさらなる御理解を御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 確かに何度言っても同じことです。私が間違いましたけど、私は26年1年間は1回も質問しませんでした、県道に対して。今まで19年出て、ずっと毎年毎年してきました。その中で、26年は何でせんかったか。25年の12月に質問したときに、大方やりますよという、ちゃんとおたくからもらっとるんがあるんですね。それから進展、確かに46%いっとるいいますけど、だったらなぜこの26年度3月、6月、9月、12月、ことしの3月、どうしてこの県道骨格が見えてきました、県道もできましたいうくせに、1-2工区こうやって1-1工区は何で入れんのですか。一言でも入れりゃええのに、1年間、一度も入れんのですよ。それをこの間、たまたま、私が2回目の所管事務調査をしたときに、県道いきよるんでしょいうのいうて聞いたら、いや、どこまでいっとるんなど、それも言わんのですよ。我々議員には言わんでもええんかとはっきり言いました。それがあから県道を出すんであって、とにかくこれでは、私は多分、県道できますよいうて坂町内歩いた。それは皆うそじゃったんかということになるから、その辺が本当にどれぐらいの進捗で、町がやるのかやらんのか、その辺を一遍、誰か聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 1-2工区のことにつきましては、現地で昨年9月から工事に入ったということで、地域の方、皆さんにも見ていただけるということで、あえて広報、皆様の周知というのはしておりませんでした。

ただ、機会あるごとに、県道だよりでは状況を皆様に知っていただくということでの広報に努めております。

また、やるかやらんかということでございますが、県道につきましては、県の事業で県が鋭意進めていただいております。2工区につきましても、現在、やっているところ、また最終的な総頭川の接続等、3月を目指して鋭意やっただきよります。

1-1工区につきましては、現在、約1年間で15%用地取得も進んでおります。こういう中で、一日も早い着手を目指して、県ともまた連携し、皆様の合意を得る形

で事業を進めていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 端的に聞きます。これはおくれとるのは、町長に聞きます。

何が理由なんですか。まず、県の資金の縮小か、地権者の方々の折衝の代替地の問題か、県の怠慢か、それと4年もかかって、4年と同じなんですよ。11%上がるとるいいよるけど、実際は全く変わってないんです。そしたら、それをそのまま前回の25年のめはながつくのは何年ぐらいたつんか、だから約10年ぐらい、はっきり言って約10年ぐらい、わしが死ぬまでいうたら、いや、そうじゃありませんといいましたでしょ。それでまず聞きたいのが、1-1工区を、だから町のお金を使うつもりがあるのかないのか。私も今の大規模事業資金にしても町にはあるんですよ。ためた大型事業が大方済みました。そしたら今度は、町長が一番、町の骨格道路であって、小屋浦線、私が20年のときですか、再質問で聞いたとき、小屋浦は何でやらんのかいうていうたら、小屋浦はできてます、そのとき、私、反問しましたよね。できちゃおりません、道路はできとるけど、溝は全然グレーチングの1枚も張ってないじゃないかといったことがあります。ですが、そのときは多いところ、1-1工区からやっていかんと、県道はできませんと、はっきり私が再質問しとるんです。そのときに聞きました。それじゃあ1-1工区からいきましょうというんで、私も言ったら、1-1工区の中で1-1工区の2ばかり言って、1は一切言わん。だからさっき言うように、何が問題なのか。金なのか、県が怠慢なのか、その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 1-1工区でありますけども、いわゆるそれぞれ地権者がおられまして、その境界を確認する作業にかなりの時間を要したわけでありまして。それはいろいろな方がおられるわけでありまして、これが大きな一つの原因だと思っておりますけども、それともう一点、今回出した県道だよりにはいろいろとるる進捗率が出ておりますけども、これまでの県道だよりにはそれが出てなかったというのは、実を言いますと、この正月、平成27年に入りまして契約できたのが大部分なのであります。そういうこともありまして、現実には契約だろうではなかなか県道だよりにも出されないわけであって、結果としてそうなったから、初めて今回の県道だよりで皆さんに報告ができたというような状況でありまして、そういうことでもあります。いいですか。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 町長もそれで大変でしょうが、今後、今から進むためには、県が県が言わずに、私がさっきから言うように、我が町でどこまでできるかやってみて、海田町がやったように、坂にも土地開発公社があるんだから、そっちに10億円でも15億円でも振り分けておいて、それで今度は県から買うたものに対しては、県に売りゃいいじゃないですか。私は商売人じゃけん、商売人の考えなんですよ。海田町がそうやって、今の国道2号線を拡張するとき、開発公社でどんどんどん開発したでしょ。貯金もわかります。確かに何かわかります。でも本当に町の骨格であるこれをつくるのであれば、それと私に言わせれば、町の職員にしても4年ずつ変わったら本気になれるのですよ。だから、今、あるように、1人をとにかく10年なら10年ばしっと置いて、そしてそれを軸にして、職員の中に見識のある方がおられますから、それを置いて、それをもとに10年をめどに切ってやってもらうなら私も安心する。それぐらいの覚悟がなかったらできんですよ。その辺をひとつよろしく。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いわゆる土地開発公社云々ということでありまして、現在でも土地開発公社を有効にしまして、例えば残地等の活用ということで、それはやっております。

ただ、県道の本線につきましてはなかなか難しい問題もありまして、それともう一点、先ほど申しましたように、ある程度用地の境界が整理ができたということでありまして、年度が変わりましたら、4月以降はまだまだ用地買収が進捗すると思います。そういう状況であるのでありますけど、ただ、これは広島県が執行することでありまして、はっきりしたことは申せませんが、そういう状況になるんじゃないかということだけは一応報告をさせていただきたいと思っておりますし、またもう一点、県道の枝線、これは町でやらにゃいかんわけでありまして、今、計画しておるものをどんどんどん今から進めていかにゃいかんと思っております。そういう部分でいわゆる40%の交付金をいただいて、残りの60%は町費で補わにゃいけんわけでありまして、そういう面では大規模基金をうまく活用しながら、県道の進捗にあわせて町道も整備していくというような計画で、今、おるわけでありまして、御理解をひとつよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「土砂災害への備えは万全か」の件を

質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「土砂災害への備えは万全か」の件について質問いたします。

昨年8月に発生した広島土砂災害は、記録的な豪雨で土石流やがけ崩れが相次ぎ、多くの民家を飲み込み、74人の命を奪いました。

甚大な被害が生じた要因として、一つ、土石流などが起きるおそれがある土砂災害危険箇所だったが、土砂災害防止法に基づく警戒区域に指定されておらず、危険性が住民に伝わっていなかった。一つ、砂防、治山等の防災ダムが整備されていなかった。一つ、住民への避難勧告がおくれたなどが指摘されております。

このたびの土砂災害の教訓を生かし、防災・減災対策に取り組み、万全を期すことが肝要であることから、前日の件に関して質問いたします。

一つ、土砂災害防止法に基づく新たな警戒区域に該当する箇所の有無及び看板などの表示、設置は。

二つ、既設の防災堰堤の機能維持管理は行われているか。また、新たな造成が必要な箇所の有無は。

三つ、現在、登録されている急傾斜地崩壊対策事業の進捗率と目標達成計画は。

四つ、避難勧告基準の見直し検討は。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「土砂災害への備えは万全か」の件についてお答えをいたします。

平成26年8月20日に広島市で発生をした土砂災害は、短時間で局地的に猛烈な雨が降り、死者74名、家屋の全半壊が255戸など甚大な被害が発生をし、多くのとうとい命が奪われております。改めましてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

近年は、集中豪雨などさまざまな現象は、いつ、どの地域で起こるか予測が立たない状況でございます。

このような状況の中、町といたしましては第4次長期総合計画に基づき、災害に強いまちづくりを目指し、県道坂小屋浦線の整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施をしているところでございます。

御質問一点目の、土砂災害防止法に基づく新たな警戒区域に該当する箇所の有無及

び看板などの設置はにつきましては、広島県は5年間で急傾斜地崩壊危険箇所120カ所や、土石流危険渓流68カ所について基礎調査を実施することとしており、警戒区域に該当するかどうかは調査結果によると伺っております。

広島県は、警戒区域の看板は特に設置をしておらず、小学校区単位で行う区域指定の説明会、警戒区域の告示図書の縦覧、ホームページ及び作成する印刷物により住民への周知を行うと伺っております。

御質問二点目の、既設の砂防堰堤の機能維持管理は行われているか。また、新たな造成が必要な箇所の有無でございますが、砂防ダムは12カ所設置されており、広島県は定期的に堰堤等の状況を調査をしており、町も異常があれば県に報告をし、広島県と連携として取り組んでおります。

このほか、治山対策で設置された堰堤が28カ所ございます。新たな堰堤として、現在、広島県において、小屋浦地区の天地川上流に堰堤を建設していただいております。

御質問三点目の、現在、登録されている急傾斜地崩壊対策事業の進捗率と目標達成計画でございますが、急傾斜地は坂町地域防災計画に70カ所が掲載されており、平成26年度には町が実施している向田A地区が完成したことで55カ所が整備され、整備率は約79%となっております。

目標達成計画につきましては、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準を満たし、地権者の施行同意等が得られ、かつ、補助金等の予算措置ができる箇所を、引き続き、広島県とともに整備することといたしております。

御質問四点目の、避難勧告基準の見直し、検証はでございますが、広島市という身近で発生した土砂災害への行政の対応について、避難勧告の判断から発令までに時間を要することや、避難勧告発令時に避難所の開設ができなかった等の指摘があり、本町といたしましても、避難勧告等の判断基準の見直しは喫緊の課題であると考えております。

このため、現在、有識者を交えた避難勧告等の判断伝達マニュアル及び職員初動マニュアルに関する検討委員会を設置し、災害から町民の生命、身体の安全確保を最優先とする本町の現状の即した避難勧告等の判断基準の見直しについて取り組んでいるところでございます。

今後も町民の安全・安心対策の充実のため、引き続き、三位一体の防災対策を推進

してまいる所存でございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 質問の前に、昨日の町長施政方針の中で、広島市の土砂災害を受けた土砂災害防止法の改正というのがあるんですが、これに基づいて土砂災害対策の推進に当たって二点ほどフォローされておると。

一点が、土砂災害危険区域の指定の推進、二点目が、避難勧告の判断基準の見直しというのが盛り込まれておりまして、安堵いたしました。ありがとうございます。

質問に入ります。

まず最初、一点目の件ですが、土砂災害防止法に基づく新たな警戒区域に該当する箇所の有無、看板などについてですが、これについて質問いたします。

現在、広島県では警戒区域の指定が1万2千余り、それでまだ基礎調査をしてない未基礎調査の箇所が1万7,500ぐらいあります。これから考えて、県のほうでは27年度以降5カ年で120カ所の調査をします。これでは坂町に回ってくるのはいつのことになるかわからないということで、多分、この120カ所の中にも坂町は入っていないと思うんですが、現在、坂町の防災計画の中に、坂町急傾斜地崩壊対策事業というのがあります。先ほどありましたように70カ所登録されております。この70カ所は、先ほど言いました県の基礎調査ではないと思うんですが、坂町ではこの崩壊対策事業の登録リストをつくるに当たって、どのような基準、あるいは調査をやって、これを決められたのかお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

まず最初の、この答弁の中にあります急傾斜地の箇所数約20カ所及び危険溪流の箇所につきましては、これは坂町の中の危険箇所でございます。

この中で、広島県が5年間で実施する形の中で、坂町におきましては、27、28、29で坂、横浜、小屋浦の小学校区単位での調査というふうに、今、計画を進めておられると伺っており、坂地区で危険急傾斜地37カ所及び危険溪流が23カ所の60カ所、横浜地区で急傾斜地56カ所、危険溪流26カ所の82カ所、小屋浦地区で急傾斜地27カ所、危険溪流が19カ所の46の、3年間で坂町内188カ所を調査していただくというふうに伺っております。

町の急傾斜地の70カ所でございますが、これはこの120カ所とほとんど類似しております。県のほうの120カ所の中には家屋等の、今後、建築されるというか、そういうものが進む危険箇所も入っておりますので、これらが全て網羅されております。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 次に質問の二点目、既設砂防堰堤の機能維持管理は行われているかと。また、新たな造成が必要な箇所の有無はということについて質問いたします。

まず、維持管理についてお聞きいたします。

現在、坂町では砂防ダムが12カ所が設置されてあるということですが、県は状況を調査するというようなことをやっとならぬというんですが、これは建前であって、現実というのは行われていないというのじゃないかと思えます。

例えば小屋浦の砂防堰堤が老朽化しとるということで県から調べに来ました。そのときの課長の発言が、ここは川までは見ましたが、堰堤があるとは気がつきませんでしたというようなことで発言があったわけです。

そういうようなことで、これはとてもじゃないが、あれだけの県の職員で、そこら辺の状況を調べるというのは難しいんだなという感じを持ったわけです。

町は異常があれば県に報告して、連携をとってやるということなんですが、現在、どういうように、この異常というのをちょっと定義をお聞きしたいんですが、今の12カ所、ほとんど砂がたまるとるんじゃないかと思えます。砂がたまると、砂防ダムの機能いうのはないと私は理解しとるんです。そこで、この砂がたまるとるのを異常とするのかどうかということ、それとどのように町は状況を点検しとるのかというところを御説明願います。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 先ほど議員さん言われました県の職員の課長がそういうふうに使われたというのは、ちょっと真意ではないと思えますが、現在、私どもが県から伺っておりますのは、砂防堰堤につきましては、5年に1回、現地を全て調査をしていくというふうに使っており、西部建設所管内で504基の堰堤があるわけでございますが、これらを計画的に調査を行っていくと伺っております。

また、その堰堤の機能で砂がいったまるとるということでございますが、この

堰堤につきましては、通常、常に砂防ポケットがないと異常であるということはありません。一応、堰堤に砂がたまっておる状態、そこへ新たな土石流等土砂が堆積しておるわけですが、これらにつきましては、また長い経緯の中で徐々に砂が流され、傾斜が緩くなるということで、常にそういう砂が一時的にたまって、長い中で砂が流され、またその機能は確保されるということで、ポケットがなければ砂防堰堤が異常があるというふうには捉えておりません。

今回、小屋浦で整備するスリットダムというようなものは、今度はその機能が常に真ん中が網であいとるような状態ですんで、そうやって一時的にたまった砂を徐々に下流に流していくというような形のものが砂防堰堤ということになっておりますので、砂がたまっているから異常ということではないと考えております。

また、町のほうの現地の確認でございますが、大雨等が降った後の中で、やはり土石流等が発生した場合というのは、そこで新たな砂がたまったりしとるというようなこともありますんで、そういった状況の中で確認という形で現地を回っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私の異常の見解がちょっと違うんですが、そういうことで、町がそういう認識であれば、県もそういう認識であれば、あそこへいっぱい砂がたまって機能不全にはなっていないというように理解しましょう。

それで、次に看板についてなんですが、看板を設置してはどうかという狙いは、広島市の住民の声として、警戒区域の指定が事前に周知できていれば、避難行動につながった可能性があるというような声があります。これは避難区域の指定という、そういうことが周知されておれば、避難行動も変わったんじゃないかということなんです。

そこで、坂町で指定されとる急傾斜地の崩壊対策事業の中の砂防堰堤とか急傾斜地、ここは危ないですよというような表示があれば、例えば避難するときにもそこは通るまいやとかなると思うんですが、そういうように表示するということは、住民に危険を周知するという意味合いもあると思うんです。道路なんかでも道路標識というのは、危険箇所はスリップしますよとか表示はありますよね。そうしますと、運転しよったら、ここは気をつけにゃいかんというような、表示というのはそういうような機能を持っておると思うんです。

そういったことから、今、この坂町の急傾斜地の指定箇所、これは住民に周知する

ためにどのようなことを行っておられるか。それと、掲示看板をつける意思はな
いか、そこをちょっとお尋ねしたい。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時04分）

○議長（川本英輔議員） 出下議員が言われるのは、未完成の箇所を言われとるん  
です。そこをちょっとはっきり言ってもらわんと答弁に困ります。

（再開 午前11時04分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員さんの言われる看板の設置でございますが、今現
在、設置しておりますのは、先ほど言いました急傾斜地崩壊危険区域の基準を満たし
整備したところにつきましては看板を設置しております。

それ以外の危険箇所といいますのは、指定基準に達していないことや、そういうふ
うに地権者の同意が得られない、これらのことにより、急傾斜地の工事ができないと
いうことでございます。

これらにつきましては、今現在は看板を設置していない状況でございますが、基礎
調査される中で、今回、看板を設置するかということについては、県は設置をしてい
ないというふうにお答えしておりますが、先ほど、住民への周知というお話がござい
ましたが、これらにつきましては、答弁にもありますように、今から行う基礎調査の
説明会及びその基礎調査の結果の住民への印刷とかホームページ、また回覧という形
で周知をしていくということでございますので、住んでおられる方は、そこが危険で
あれば危険というふうな形で、そういったものを県は周知するというので、今、伺
っております。それ以外のところの看板を設置するかどうかについては、今のところ
は設置しないというふうにご伺っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） ちょっと回答が私にはストレートに伝わってこなかったんで
すが、要は、町は、今、急傾斜地を指定して、未実施のところにはそういう標示はし
ないという理解でよろしいんですか。そういうことですね。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今のところは、工事をしたところの看板の設置ということで考えております。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 質問の回数が限られておりますので、これ以上追及はいたしません、次の質問に移ります。

現在、登録されている急傾斜地崩壊対策事業の進捗率と目標達成計画について質問をいたします。

実施計画が70カ所で79%、これは非常に高い実施率であると私は高く評価したいと思います。ただし、この未実施の中に地権者の同意とか、もう一つは人工崖というのがありますね。ここら辺が未実施で、計画も立たないという状況にあると思うんです。

本来、これは県が指定してからやるんだらうということで、我々もですが、町のほうも余り深く立ち入ってきてないんじゃないかないう気がします。

しかし、幾ら県が責任があるといっても、町には住民の生命、財産を守るという責務があります。ですからそういう面から見ると、事故が起きたらそこら辺が問題になってくるわけで、やっぱり県と歩調を合わせて、しっかり対策していかにやいけんのんじゃないかという気がします。

今、未実施のやつ、同意を得られないためにできないと、あるいは人工崖、これについては、今、未実施でずっととるわけですが、ここら辺もそういう意味合いから、何らかやっぱりしていかにやいけんのんじゃないかなと。ずっとこれが未実施のままできそうな気がするわけです。

そこで、どのように、例えば同意を得るために、町独自に地主さんへアプローチするとか、そういう考えはありませんか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 急傾斜地の工事のお話でございますが、自然崖については、今、基準にのっとり、同意が得られるところは実施しております。ただし、自然崖を優先してやるということの中で、人工崖にはどこの自治体も手はつけられてない状況でございます。

そういう中で、町のこれからの対応といたしますか、急傾斜地につきましては、毎年、

消防団と町が、そういった梅雨前の危険箇所調査という形で回っております。こういうところで、前年度、砂が崩れたりどうこうしたところにつきましては、より重点的に消防団と連携し、いざというときの対応を検討していくわけですが、そういう中で、やはり災害が起こるようなところにつきましては、地権者の方へ働きかけはしていくような必要はあると思います。

ただ、非常にこの急傾斜地というのは、下に住んでおられる方、またのりの所有者等が違ふことがありますて、なかなかそういう意味では地権者の了解が得られない、特に無償提供、無償借地というような形のものでありますから、得られない可能性が多いということで、今現在、なかなか整備率は上がっておりませんし、この急傾斜地崩壊対策事業というのは、あくまで、本来、その土地所有者がしなければいけない防災工事、これがやはり個人の力ではなかなかできない部分を、法的に指定基準に達するものであれば、指定をして整備をしていくものでございますので、その辺、やはり公共事業の中でも、本来、個人がすべきものをかわって行政がやっているという中で、地権者の方もそういう意識で協力していただければ、より整備率は上がるかなと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員さん、もう5問になりましたんで。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時11分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（奥 至雅君） 今現在、県が行います土砂災害警戒区域の件につきましては、大変古いもので、平成14年程度のものの表が、今、県のほうで発表されておって、それを町のほうも使用しているというような状況でございますけど、今度、県のほうがこの5年間で警戒情報の調査をするということでございますので、その辺の見直しを行いまして、町民の皆様にご報告させていただいて、御自身がどういうふうな危険なところなのかというところ、ないところもございまして、危険であるところもございまして。そういうようなところの部分を周知させていただくということで、調査の

発表がございましたら、早い時期に見直しを行いまして、ハザードマップを町民の皆さんに公表していきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時13分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 最後の避難勧告の基準の見直しについてお尋ねします。

検討委員会を設置して、避難勧告等の判断基準の見直しに取り組むと。非常にこれはいいことだと評価いたしております。この件について、この見直しがいつできるのかということと、できた周知をどのようにするのか、この二点をちょっとお尋ねして、質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） お答えいたします。

議員さんの今の御質問の検討委員会におきましては、昨年12月から発足いたしまして、この5月までに完成というめどをもちまして、今、鋭意検討いたしておるところでございます。

また、その完成した暁には、議員の皆様方、町内の皆様方にも、こういうふうな判断基準で、町はこのたび見直しを行いましたということで啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時半といたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　ただいま、姫宮議員が体調不良で退席をされましたので、ただいまの出席議員は10名であります。

3番奥村富士雄議員から「離岸堤後の横浜地区まちづくり計画は」の件を質問願います。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員）　「離岸堤後の横浜地区まちづくり計画は」の件で御質問いたします。

平成31年度を目標年次とする第4次長期総合計画は今年度で5年が経過し、いよいよ後半の5年となります。中間時点での評価をし、計画の見直しや、より推進を図っていくことが重要であると思われまます。

横浜地区においては、台風、越波対策の離岸堤は4基のうち3基が今年度完成し、あと1基を残すのみとなっています。また、大雨対策の横浜ポンプ場増設工事も今年度完了し、横浜地区の安全・安心なまちづくりが大きく前進していくことは大いに評価でき、感謝申し上げます。

その一方、住環境整備や可住地対策、地域発展に不可欠な道路整備の計画はなかなか具体化されておられません。

現在、住民福祉協議会長、戸主会長、地区出身町議で横浜地区まちづくり協議会を設置し、地区の課題と今後のまちづくりについて研究を行っております。特に、防災・避難道路や可住地対策としての森山地区活用などは、今後、行政と地元が強力に連携し、地域の特性に応じた市街地整備手法の導入を検討し、具体的に事業化していくことが急がれると思っておりますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「離岸堤後の横浜地区まちづくり計画は」の件についてお答えをいたします。

本町は、これまでに県道坂小屋浦線の整備、都市再生整備計画事業による道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備、子育て支援住宅の整備、ウォーキングトレイル、ふるさと自然の道などの21世紀健康増進公園ネットワークの整備、雨水排水対策を含む下水道の整備、町内循環バスの運行、Sunstar Hallの建設事業、きらり・さかなぎさ公園建設事業、横浜ポンプ場増設ポンプ設備の整備など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

将来、坂町の人口の維持・増加を図り、持続的な町へ発展させるためには、こうした住環境の整備が不可欠であると認識をいたしております。

御質問の、防災、避難道路や可住地対策としての森山地区の活用でございますが、9月定例会でも答弁をいたしましたとおり、可住地対策としての市街地整備手法である土地区画整理事業や都市再開発事業などは、道路など公共用地提供による減歩が生じるため、地元の皆様の理解を得る必要があります。

また、森山地区の活用でございますが、こちらも地権者の御理解と御協力を得る必要があります。

次に、防災・避難道路についてでございますが、特に横浜中央地区、横浜東1丁目地区におきましては、毎年実施しております大津波避難訓練においての一時的な避難場所の指定はしておりますが、今後は早急に防災上安全な避難道路や、津波災害時避難場所の確保を検討していきたいと考えております。

議員御質問のとおり、横浜地区では住民福祉協議会会長、戸主会長、横浜地区の議員による横浜地区まちづくり協議会が立ち上がっており、協議会の中で十分協議、検討なされたものが、長期総合計画への盛り込みや、現在、坂地区で実施をしております国からの40%の交付金を活用した都市再生整備計画事業に採択されるかどうか、しっかりと議論をしながら進めていかなければならないと考えております。

将来、坂町の人口の維持・増加が図られ、年齢構成がうまく循環する持続的な町へ発展するように、議会、地元住民協とも慎重に協議を行いながら、自助、共助の精神のもと、行政、議会、地域住民が一体となって調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） この横浜地区のまちづくりの件についてはなかなか難しい問題があるわけなんですけど、離岸堤の問題が約10年ぐらいかかって、すぐできるんじゃないというのが、来年度できるとすれば、もっともっと時間がかかる思いよったんですけど、予想外に早く実現したということで、そうすると、この横浜地区のまちづくりについて、今、考えていかないと、これから5年先、10年先、あるいは20年先に、やっぱり今のままでは人口減の問題とか過疎化の問題とかいうのが出てくるわけで、今回、地方創生総合戦略で策定されるということで、この5年間の間にいうようなこともありますけども、そこら辺のことも含めて、ぜひ計画のまないたに載せて

いただくと。

手法については、我々は素人なんで、どういう手法がええかどうかわからんのですけども、特に今の森山の活用というのはなぜかという、横浜地区から避難をするのに海岸線の道路しかないんで、例えば地震・津波で避難するいうたらなかなか難しいんで、やはり山間部を通るとすれば、森山かなというような感じがするわけなんですけど、それとあわせて、鯛尾には現在町営住宅があるわけなんですけど、町有地や国有地やなんかがあるんで、そこらも含めて、将来的に都市再生へというんですか、このたび小屋浦でやるような、そういった都市再生事業も検討できるんじゃないかなというようにあるんですけども、そこら辺について、ぜひ地方再生総合戦略について、計画の中に入るかどうかという問題が、検討の中にあるかどうかいうものをちょっとお聞きしたいです。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたように、現在行われております津波災害避難場所としまして、一時的な避難場所は指定をしておりますが、避難道路とか、津波災害時避難場所につきましては、確保の検討をしていきたいと考えておりまして、当然、そういった総合戦略の中に盛り込んでいきたいというふうには考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 防災の関係も、今、非常に関心のある問題だと思うんですが、今の地方再生という観点から言うと、横浜地区はここへ土地区画整理事業とかいうのがあるんですけど、なかなかこれも難しい問題なんで、現状としては、そこにどこか道路をとるかどうかというような問題も含めて、いわゆる民間地である三菱ドックの跡地の問題とか、あるいはさっき申しましたような国有地とか町有地とかを含めて、鯛尾地区を含めた横浜地区の再開発というか、都市再生というか、そういったところの検討をぜひしていきたいと思うんですが、ここへしっかりと議論をしながらというようなことがあるんですけども、その議論する場をどういう形でつくっていくかということなんですけど、今、横浜地区まちづくり協議会というのを任意で立ち上げとるんですけど、これも昨年からいろいろと町のほうで認めた組織にさせていただけんかとかいうような話もあったんですけど、そういった形で、今の横浜地区の都市再生整備に向けてのそういったところを鋭意研究するというような機関をつくるという考えはないです

か。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

先ほど議員さん申されたように、横浜地区でのそういった土地区画整理事業でありますとか、都市再生整備計画事業とかいうのは非常に難しいと思います。それは9月の定例会で答弁いたしましたように、きょうの答弁にもありますように、公共施設用地に対する減歩が生じる。ですから、そこに道路を一本つけりゃええというふうな簡単なものではございませんですが、将来的なまちづくりを考える観点の中においては、町長が先ほど申しましたように、しっかりと議論しながら計画的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 特に、横浜地区は平成ヶ浜が新しいまちだけに、新しい町と旧来の横浜地区との格差という部分ですかね、町長がよくいわれる地域格差の是正というような話があるんですけども、そういう観点からすると、車の入らない道路が多数あるわけですが、そういった面で、今後、町としても真剣に取り組んでいただきたいと。難しい面は当然あるんです。だから、さっき言うように短期間いうんじゃないかと、長期で10年後、20年後を考えた上でやっぱり真剣に取り組んでいただかないと、横浜地区が地盤沈下してくるんじゃないかというふうに思っております。町長のぜひお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） このたびの坂町版の地方創生総合戦略では、現在、非常に人口が減少しております小屋浦地区を何とか人口増に向かっていかなければならないということで、坂町版の総合戦略では、人口増加については小屋浦地区を一応乗せていこうかというふうな思いで、今、考えておりますが、横浜地区につきましても、当然何らかの方法を考えながら、若い方々が非常に便利もい地理にもございますし、そこらもしっかり考えていかなければならないということは重々私も認識をいたしております。

先般、横浜まちづくり協議会の中へ、私も初めて参加をさせていただきまして、その中でいろいろいただきました提案なり要望なり御意見につきましては、今、都市計画課長が申しましたように、可能なものはどんどん研究しながら進めていきたいと

いうふうに思っておりますが、ただ、この可住地対策につきましては、やはりなかなか、何と申しましょうか、クリアをしなければならない事柄が多々あるかと思えます。広島駅前再開発も順調にいておりまして、マンション等も立派な高いマンションができて、そういうふうな事例もあるようでありますけれども、これもしっかり横浜地区の文化に見合った考え方を、横浜地区のこのまちづくり協議会の皆さんともしっかり議論をしながら、あるべき姿をともに一緒になって求めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 10番大田直樹議員から「緊急時における住民告知システムの導入について」の件を質問願います。

大田議員。

○10番（大田直樹議員） 「緊急時における住民告知システム導入について」の件でお尋ねいたします。

平成23年9月定例議会において、デジタル防災行政無線に戸別受信装置を導入してはと題しまして質問いたしました。

あのときは、デジタル方式の受信機は高額のため、導入は困難であるとの答弁であったと記憶しておりますが、デジタルの波は日に日に進化し、この3年の間にも状況はかなり変化してきたと思えます。

坂町防災行政無線をデジタル方式に更新し、スタートしてから6年余り、変わらないのは、依然として家屋内での聞き取りの不便さであります。

先日の新聞で、庄原市で光回線化で住民告知システムやインターネット環境の改善を目指しているとの記事を目にしましたが、これが全てとは思いませんが、我が町でも検討する課題の一つではないでしょうか。

若者定住策の一翼を担うことにもなると思えますが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「緊急時における住民告知システムの導入について」の件についてお答えをいたします。

災害時等緊急時において、町民の生命、身体、安全確保を最優先に対応するためには、町民の皆様方にわかりやすく情報を伝達することが必要不可欠であると認識をいたしております。

そのため、本町では緊急時に最も効果が大きいとされております防災行政無線を拡充し、アナログ方式よりも鮮明な声での伝達が可能であること、また、災害時には有線での放送ができない可能性があることから、無線による放送とするため、平成20年4月1日にデジタル方式に更新をいたすとともに、町民の方から聞こえにくいという御意見に対しましても、屋外拡声子局の方向の調整や音量調節などで対応し、どうしても聞こえにくい場所におきましては、屋外拡声子局の増設も行ってきたところでございます。

また、これを補う伝達手段として、エリアメール、緊急速報メールを大手携帯電話会社3社と契約し、坂町内にいる方に、災害情報が携帯電話にメールで配信されるシステムを整備するとともに、テレホンサービスを設置し、情報提供を行っているところでございます。

御質問の、庄原市では光回線化で住民告知システムやインターネット環境の改善を目指しているが、我が町でも検討する課題の一つではないかでございますが、庄原市が導入することとしております住民告知システムは、光ケーブルを新たに敷設し、超高速でのインターネットの利用や戸別受信機を各家庭に配備するものですが、導入には巨額な費用がかかること、また、戸別受信機設置に対するランニングコストについては、各家庭に負担していただかなければならないことから、本町での導入は困難であるというふうに考えております。

しかしながら、災害時、緊急時での対応は行政からの災害情報等の配信が最も重要であることから、避難勧告等の判断、伝達マニュアル及び職員初動マニュアルに関する検討委員会を設置し、情報伝達の手法についても検討をしているところでございます。

検討委員会では、住民の皆様々に早期に正確な情報を伝えるため、例えば、現在、学校や保育所・園において緊急時に使用している緊急時一斉メールシステムが応用できないか、また、各世帯に確実に情報を伝えるため、各地区の住民福祉協議会と連携した体制がとれないかなど、鋭意検討をいたしているところでございます。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 答弁で鋭意工夫していただいているというふうな、鋭意工夫の中には、エリアメールとかそういったのも有効でございましょう。

さきの26年度坂町避難訓練検証報告書、これでJ-A L E R Tの声が聞き取りにくい、防災行政無線が聞こえない場合もあり、いざというときにはいうふうなのが各地区で、私があればもお聞きするのは、坂町内でどうしても限られておるんですが、これを見ますと、小屋浦でもあり、植田でもあり、横浜でもあり、かなりやっぱ広いところで聞こえづらいんだなというふうに改めてこれで感じたわけでございます。

それでまたこういうふうな質問を出ささせていただきまして、そしてJ-A L E R Tが一番いいのかないうふうなあれで調べてみますと、平成25年3月、総務省消防庁防災情報室が、東北地方太平洋沖地震があつてから調べまして、その情報の受け手として、災害になる前に、防災行政無線、余り適していないというふうなのをちょっと、屋内ではこのデジタル行政無線が適していない。そして一時滞在者にも外が台風とか荒れておるときとかいうふうなのが、三角印が結構こういった中に四つもついておつて、これがやはりベストではないというふうに、総務省の、エリアメールとかは一応全て丸になっております。それらは、今、スマートフォンとか、私らもそれ持ってますけど、この前の地震がある前に、音を出ないようにしておつても、ウェーウェーウェーってから、皆さんも経験したと思うんですが、その後、15秒ぐらいしてからぐらぐらぐらときたのを記憶しております。それらは有効であると思います。

そして総務省の中で、122ページの膨大なものですから、その中で見ながら、私が質問する中での、ああ、これはいうふうなのを抜粋しておるんですが、災害後に一番有効なのが、コミュニティー放送というのが二重丸で、皆、全て発生前も発生後もいうふうな、いろんなそういうふうなので丸がついとるんです。そしたら防災行政無線も災害後はいいですよ。何を言いたいかといたら、災害のある前に町民の命と安全、そういったものを確保しなきゃならない防災行政無線が適していないというふうな結果がこちらへ出とるわけです。後はいいですけど、そしたらそれ一本でやるのではなくて、こうやって調べてもらったらわかるように、コミュニティー放送というのは受信機が必要になるわけですけど、そういったのが二重丸で、皆、いいということになりますと、やはりそういった聞こえにくいところの人は、それらを高額でもうちはつけておこうとかいうふうな方がいらっしゃるかもしれんですけど、そういったのも検討する課題の中へぜひ入れていただいて、今、言われたエリアメールとか、そういった小学校とか保育園で使つとる緊急メールとかにプラス、そういったのも課題に入れていただいて、ぜひ導入したい方も、金がかかってもええけん、それは入れたいいう

方もいらっしゃるかもしれませんが。そういった中へ、こういった再々質問の中で、光が全てとは言いませんがいうふうに私も質問したと思いますけど、やはり拡大して検討していただく中へ、そういったのも入れることは可能でしょうか。よろしく。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） 町長の答弁にもございましたように、この住民さんへの情報伝達につきましては大変重要だというふうに思っております。そういう中で、いろいろな手法について検討いたしております。

今、議員さん言われたように、コミュニティー放送もその一つだと思っております。また、インターネットを活用した、庄原市が活用しておるような住民情報システムの開設もやはり同じようなことで検討しております。

そういう検討をする中で、やはり行政といたしましては、最小の経費で最大の効果を生まなければなりません。そういうことを考慮いたしますと、一番有効なのがメール、今、中学校、保育所等で緊急一斉メールを配信しておりますけれども、これが一番やはりいいのかなというふうにちょっと思っているところです。

というのが、坂町にお住まいの方が、例えば企業なんかにお勤めの中で、町外に行かれた場合でも、メールのほうに登録していただければ、坂町から発信する情報がすぐに行き着くわけです。そういうふうなことを考慮いたしますと、やはりメールのほうで坂町の住民の方にお知らせするのが一番いいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 世の中にはデジタル人間とアナログ人間という言い方がいいのか、やはり若い人はそういったメールで、皆さん、今、やりとりしているからもちろんいいかと思えます。そして、好奇心のあるお年寄りいうたら語弊があるかどうかは知らないですけど、挑戦しようかいう方にもあれですけど、それ以外の方には伝達方法がないわけですね。そういったときのことを思ったら、コミュニティー放送が、コミュニティーFMとか言われとるみたいですけど、そういうふうなのがいいんじゃないかいうふうなのを私は提供したいと思とるんです。ですからそういったのも、最初、お金がかかっても、だからそういったのが検討課題に入らないのか、そういったメールばかりを、今、答弁の中でおっしゃいました最高みたいな言い方をされましたけど、それはデジタル人間の考え方には最適かもしれないですけど、アナログ人

間の人にとっては最高じゃないわけですね。そこらあたりどうなのでしょう。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） コミュニティー放送も、先ほども答弁いたしましたとおり、いろいろ検討させていただきました。そういう中で、やはりそういう放送をされるNPOであるとか、そういう法人のほうの方の確保のほうも結構大変だろうというふうに考えております。

エリアメールというか、先ほど答弁いたしましたように、メールのほうの配信という格好でさせてもらうんですけど、それでもコミュニティー放送でもやはり聞き取りにくい方もおられると思うんです。そういう方に対してどういうふうに対応したらいいのかということについても協議をさせてもらうということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、やはりこれは地域の方と一緒にやって取り組んでいかないといけないというふうに考えております。

それは何かといいますと、情報の提供をうまく受け取られない方についてどうするか、この対策が一番重要だと思います。そういう意味で、やはり地域の自主防災組織の活性化、これにつなげていって、地域と行政が協働で連携して、そういう方々にお伝えして、避難していただけるような仕組みをつくっていくというような形がやっぱりないと、それはできないのかなというふうに考えておりますので、今、検討委員会でもそうですけど、自主防災リーダー研修の講習会の中でも、そういうふうな取り組みを取り入れて、地域と行政がともに連携して、避難していただけるような取り組みを、今後、つくっていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、るる民生部長が説明いたしましたけども、今、御指摘にありましたように、確かにデジタルに詳しい方はメール配信である程度通じると思うんですけども、そうでない方もたくさんいらっしゃるわけでありまして、そのことにつきましても、やはり何らかの形で皆さんにそういう情報が提供できるような方法を考えていこうじゃないかということで、そういうことも、今、一応答弁はしましたけども、指示をして、これからそういう観点についてもしっかりと検討委員会、あるいは各地区住民福祉協議会とも議論をしながら、鋭意そういうものをつくっていくように取り組んでいくようなことで、今、進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 時間もあれですけど、最初の再質問のときに、こういった中で見て驚いたと。やはり聞き取りにくいというのを町も把握しておるわけですね、防災行政無線が。だから、これが一番だと思わないで、そして若い人たちにとってエリアメールが一番だと思わないで、それぞれ調べてみたらいろいろあるわけです。そこからあたりもぜひ検討課題に入れて、せっかくそういった協議会、あれをつくってらっしゃるみたいですから、そこらでそのことについて話し合いの中でそれらも検討していこうじゃないかというふうなお考えはいかがなんでしょうか、再度。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） システムの方法は決めつけて限定はできないと思うんですけども、今、おっしゃったようなことで、一番いい方法を何とか皆さんで検討しながら見出していきたいという思いは変わっておりませんので、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。  
再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時03分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番中 雅洋議員から「全世帯に緊急自動車が入れるようなまちづくりの推進を」の件を質問願います。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） 「全世帯に緊急自動車が入れるようなまちづくりの推進を」の件について質問いたします。

将来に向けて安心・安全な生活と住環境を構築していくために、現状の生活道路を改善し、全世帯に緊急自動車が入れるような住環境づくりを計画的に推進していくことが重要ではないかと考えております。

緊急自動車が入れる住環境ということは、言いかえれば、4メートル道路が各家の前にあるということでもあり、4メートル道路に囲まれた住環境が、坂町約5千世帯

余りで、現在、坂地区、横浜地区、小屋浦地区でおのおの何%くらいだと把握しているのか、また、将来的な見通しをどう考えているのか、以上2点について町当局にお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「全世帯に緊急自動車が入れるようなまちづくりの推進を」の件についてお答えをいたします。

本町の町道は4メートル以上が確保されておりますのは、1・2級の幹線町道及び新市街地の北新地や平成ヶ浜地区でございます。また、既存市街地では、広島呉道路事業や民間等の宅地開発が行われたところがございます。

その他の地域では、地形条件、不整形な宅地、住宅が密集していることなどから、町道の多くが4メートル以上の幅員が確保されておられません。これを解決するためには、住民の皆様の御理解、御協力、さらには用地、補償費など莫大な費用を要しますことから、全ての町道幅員を4メートル以上にすることは困難であると考えております。

このような状況の中、現在、坂地区まちづくり協議会で提案された県道を骨格としたまちづくりの実現に向け、都市再生整備計画事業を活用し、道路の新設や離合箇所を整備し、利便性の向上に努めております。

御質問一点目の、4メートル道路に囲まれた住環境が坂町約5千世帯余りで、現在、坂地区、横浜地区、小屋浦地区でおのおの何%くらいだと把握しているのかについてでございますが、4メートル道路に囲まれた住居に対する道路整備の状況は把握をしておりませんが、各地区の全町道に占める幅員4メートル以上の道路整備率では、坂地区32.2%、横浜地区53.9%、小屋浦地区52.3%となっております。

御質問二点目の、将来的な見通しをどう考えているのかについてでございますが、今後も安全・安心な生活環境の実現に向けて、行政と地域住民が協働し、まちづくりを進めることが必要と考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） 今、答弁いただいたんですが、4メートル道路に囲まれた住環境ということですが、坂地区が32.2%くらい、横浜地区53.9%、小屋浦地区52.3%くらいだろうという答弁がありました。

ちょっと坂地区が低いかなと思ったんですが、4メートル道路という捉え方をすると、そういう状況になるのかなと思いました。

あと思うのは、これ、平均すると全体で約45%、それぐらいがなつとると。それにプラス市道とかいうことで、1.8から2メートルくらいで、家の前まで車が上がってくるよというような状況も、特に坂地区あたりは多いんですかね。小屋浦地区、あそこらも結構狭いけど車は家の前まで入ってくる、軽じゃったら入ってくるとか、4メートルにこだわらないと、そういう捉え方をしたときに、今の、例えば、この数字が1割、2割はアップするんじゃないかと思うんですが、どんな感じですか。そういう捉え方をしたときに、4メートルにプラス2メートルぐらいまであるよという捉え方をしたら、私は2割から3割近く住環境がよくなっておるといふうに捉えるんですが、そういうふうには余り考えてないですか。わかる範囲で結構です。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今現在、4メートルの道路で整備させていただいた率を出しました。言われるように、軽自動車であれば2メートル程度あれば車は家の前まで入れます。そういうのを考えていきますと、もう少し率は上がると思いますが、今現在、細かい数字では出しておりません。

そういう中で、坂の中でも、やはりそういった軽自動車が入らない地域もまだ非常に多くございますし、横浜の中でも私道という位置づけの中では、横浜東1丁目とか、横浜町の中でもそういう部分はございます。そういうふうな理解はしております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） ちょっとなぜそういうことを聞いたかいうと、要は、生活道路を改善していくときに、ちょっと整理をして取り組んでもらいたいという意味で、例えば、今、4メートルが4割5分ぐらいある。あと残り2割ぐらいアップして、あと残っておるのが3割ぐらいとします。その3割で山沿いに沿ったところ、これはやっぱり町道できちきちやっていくしかないのかなと。拡幅しながら、地権者の了解を得ながら、2メートルか3メートルに上げていくと。

私、今回、問題にしておるのは、やはり平たんな地区、前回もちょっと同じようなことを質問させてもらったんですけど、平たんな本当のこの坂町の一等地いうたら平地のところ、ここを今後の人口の増加とかいうのに絶対活用しない手はないなと思って、ぜひ検討してもらおうと思って提案させてもらいました。

要は、俗に言う路地、そういったところが結構まだ残っておる。本当に一等地、こういったところを10軒、20軒、本当にもちろん地権者が納得すれば、そういうところへ集合住宅的なもの、一部路地は残すところは残す、それでもいいと思うんですが、そんなあれを計画してほしいなと思うのがあります。

特に、今回、地方創生先行型という国からの補助金が出ました。今回は先行型で、また次は必ず本格的なんが来るんだろうと思います。そういったところに、今回、小屋浦地区は基本構想の策定業務、それで調査の費用を360万円ぐらいですか。これぐらいで、例えばそういった可住地の全部じゃなくてもポイントを絞っていく。坂地区にもあります。そんなのは何百万ぐらいか、要はそういった費用を利用して、ちょっとどうで、本格的にプロの目で見てもらって策定業務みたいなものを委託して、一步進めてもろたらどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 小屋浦地区につきましては、この平成27年度の施政方針の中でも述べたとおりでありまして、個人の皆さんの住宅が密集しておるエリアと若干違うものがございます。そういう関係もありますけども、先ほど、どなたかの質問でも少しだけ申し述べさせていただきましたけども、広島駅前島は再開発の中で大きなマンションを建てられまして、その中へ入られる方もおられるというようなことも伺っておりますし、また、都市部のいわゆる密集した地域を再開発する場合には、そういう、今、議員が御指摘のようなケースが全国的にも多いようでございます。

やはり、町が一応計画を立案して示すのもいいんですけども、いわゆる地域と行政がやっぱり車の両輪でこういうことは進んでいかないと、なかなか難しいんじゃないかと思います。と申しますのも、一方的に行政からどんどんどんどん進んでいきますと、行政主導だけでいきますと、やはりその補償等につきましてもかなり大きな財源が必要になってくるんだと思います。そういうことも踏まえまして、先ほど申し述べたとおりでありまして、地域と行政がやはり同じような方向に向かって協議をしながら、それを前へ進めていくということが一番私は実効性があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、いわゆるやはり再開発と申しまししょうか、地域に住んでおられる方がより利便性が高まるような開発であれば、皆さんの意見が一致すれば、それは当然行政としても、前へ一歩も二歩も進めることになるんだというふうに思っておりますので、そこらもしっかり皆さんと一緒に協議をさせていただきながら、もちろ

ん横浜地区のことだろうと思うんですけども、横浜地区のまちづくり協議会の皆さんともしっかり議論をさせていただきながら、そういう土壤ができるような努力を皆さんと一緒にさせていただければというふうには思っておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） 大体わかりました。ただ、地域のほうから出すというのは、現実的に難しそうな気がするんで、ちょっと行政のほうが主導的な位置に入ったほうがいいような気がします。もちろん盛り上げるのは我々が盛り上げながら、さっきありましたが、やっぱりまちづくり協議会、その辺のテーブルに載せていく。以前、ちょっとまちづくり協議会の話になるんですが、あそこへ乗っけるためには、国土交通省の認可がおりんやいけんようなレベル、そういうのを例えばまちづくりの現在のメンバーでよう考えて出すというのはちょっと難しいような気がします。

現に、例えば坂地区のまちづくり協議会も、そういう経緯を歩んできたとは思えませんし、だから余り地域のお任せじゃなくて、そこへしっかり行政が入り込むために格上げを早くしてもらって、そこで審議会を進めていくというのが一番いいような気がするんですが、もう一度、その審議会への格上げ、審議会かまちづくり協議会か、あそこに横浜地区のを今のまんまじゃなくて、もう一遍、持ち上げていくというのをちょっと関連して、最後の質問で答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 済みません。私は協議会じゃばっかし思っておりまして、審議会だそうでありまして失礼しました。

そういうことにつきましては、住宅、道路だけではありませんですし、この前も、御要望の中では避難場所とかそういうことも出てきておりますんで、総合的にそういうことを協議する協議会というのは、私はあってもいいんじゃないかと思えますし、もちろんその地域の方々の大多数の民意であれば、それをお互いに協議をしながら前へ進めていくということも大切でありますので、そういうことについては、私はやぶさかではないというふうに思っております。

それともう一点、坂地区のまちづくり協議会からの提案でございますけれども、一応、県道は県がやる事業として進めておりますが、その枝線についての道路につきましては、要するに民家、いわゆる個人の住宅を巻き込まないような整理をいたしております。

それと同時に、環状線と申しますか、外回り線と今の道路をうまく循環させるような、そういうふうな整理になっておるんじゃないかというふうに思っております。だから少し横浜地区と性格がちょっと違うんじゃないかというふうな思いを持っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝幸子議員から「動き出す小屋浦地区人口減少対策について」の件を質問願います。

主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 「動き出す小屋浦地区人口減少対策について」お伺いします。今までの議員が繰り返し質問し、私も9月に一般質問をしてきましたが、ここに来て、ようやく形としてみえてきたような気がしています。

平成27年度の施政方針で、小屋浦地区においては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少を歯どめすることが喫緊の課題で、このため、小屋浦1丁目にある町有地と、売却予定の雇用促進住宅小屋浦宿舎を含めた地域を、地域特性に対応した市街地の都市再生を図り、小屋浦地区の活性化を目指すため、都市再生の計画を立案するとあり、期待しているところです。

どのような計画を立案されるのか、町長にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「動き出す小屋浦地区人口減少対策について」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町制を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅が整備され人口が増加をしたものの、小屋浦地区を初めとして、その他の地区では少子高齢化が進展し、空き家が顕在化するなど、過疎化も懸念される状況でございます。

このような状況の中、第4次長期総合計画におきましては地域間の格差を解消し、健全で均衡ある地域の発展を図り、親から子へ、子から孫へ、歴史・文化・地域を守っていくことができる町を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行っていくこととしております。

昨年、国におきましては、人口減少克服、地方創生という大きな課題に対応するた

め、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、まち・ひと・しごと創生法が制定され、長期ビジョンと総合戦略が策定をされました。

国の長期ビジョンは、45年後の平成72年を視野に人口を1億人程度確保し、国民の希望が実現した場合の出生率1.8に向け、出生率の向上を図るとあります。

本町では、将来の目標人口である1万6千人に向け、来年度、人口の現状分析と将来展望を行い、今後、5年間の目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめた坂まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたします。

小屋浦地区におきましても、人口減少対策という大きな課題があります。

御質問の、どのような計画を立案されるのかについてでございますが、小屋浦地区の可住地対策につきましては、行政が主体となって宅地開発を行うことは困難であると考えております。

施政方針で示しておりますとおり、小屋浦1丁目の町有地と、平成33年度に売却予定の雇用促進住宅小屋浦宿舎を含めた地域を地域特性に対応した一体的な市街地形成を図るため、地方創生を先行するために創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、専門業者に小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定業務を委託し、土地周辺の条件調査、整備課題の整理などを行った上で、当該地区の将来像を明らかにし、小屋浦地区の人口増を実現するための施策を検討してまいりたいと考えております。

今後とも、地域みずからの熱意と行動を期待をするとともに、地域の御理解と御協力を得ながら、町と地域が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） この計画によって何人の人口増を見込んでいらっしゃるのか教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

このたびは基本構想策定業務でございまして、坂町の将来の目標人口であります1万6千人に向けて、小屋浦地区の人口構成に合った人口増計画を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 将来に向けた1万6千人に近づく人口増を期待しております。

次に、1丁目の、現在、町有地と売却予定地の雇用促進住宅とセットで計画をするのか、それとも現在の町有地を先に計画を考えるのか教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） その辺につきましては、これから計画を立てる段階でいろいろと考えていかなければならない問題だと思っております。まだ入居されておられる方もおられるわけでありまして、そういう方の配慮ということもしっかり考えながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） この計画は何年を目標に計画しようとしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、雇用促進住宅が平成33年度に全面廃止になりますので、そのあたりを目途に、平成27年度中にこの地区の各種条件の調査とか課題等の整理を行いまして、小屋浦地区の人口増に向けての施策を検討した上で、今後の方向性に向けてあらゆる手法を整理・研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 今、言われたように、現在、雇用促進住宅には68世帯が入居されています。そのうち昭和61年4月運営開始当時から居住されている世帯は13世帯です。約30年間住んでいらっしゃいます。私も30年くらい前に転入してきました。地域の方々に親切にいただき、自然豊富などとても住みやすく子育てしやすい環境です。この方たちも同じ気持ちなんだろうと思います。

そこで、この方たちはここが第二のふるさとになっております。ここで育った子供はもうふるさとです。このかけがえのないふるさとをなくすことのないためにも、受け入れ先を考えていただきたいと思いますと思いますが、最後に町長、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど申しましたように、現在、入居されて生活をされておら

れる方もおられます。そういう方々にもしっかりと配慮をしながら計画を煮詰めていきたいということでもありますので、御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野純敏議員から「平成27年度町長施政方針を聞く」の件を質問願います。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 「平成27年度町長施政方針を聞く」の件で質問をいたします。

国政においては、久々に安定した政権運営により経済は景気回復基調にあるが、地方では依然実感できないのが状況である。

27年度町長施政方針では、厳しい町財政運営の中、町長以下職員による施策の方針に苦勞と努力の跡がうかがえるが、長いデフレの脱却で明るさを取り戻している現在、町行政がどのように考えているのか、本質を聞きたい。

一つ、坂町第4次長期総合計画の基本構想でいくのか。

2、国の施策、県の施策にどのように対応していくのか。

3、町長の今年度の気概をお聞きしたい。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「平成27年度町長施政方針を聞く」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町制を維持し、「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を将来像として、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進をいたしております。

今日の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による税収入の低迷が続き、歳出面では社会保障関係費が増大していくことが予測され、厳しい状況に向かうものと推測されます。

このため、坂町行政改革推進計画の見直しを行い、満足度の高い行政サービスの提供、自主・自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる一層の改革を積極的かつ計画的に進めてまいります。

御質問一点目の、坂町第4次長期総合計画の基本構想でいくのかについてでございますが、第4次長期総合計画の基本構想に基づく諸事業は順調に成果を上げています

が、本町の課題である地域間の格差を解消させ、健全で均衡ある地域の発展を図り、「小さくても光り、輝きのあるまち」、「親から子へ、子から孫へ、歴史・文化・地域を守っていくことができるまち」を構築をするため、平成27年度も、引き続き、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行っていくなど、第4次長期総合計画の基本構想に基づき、事業を推進してまいります。

御質問二点目の、国の施策、県の施策にどのように対応していくのかについてでございますが、昨年、国におきましては、人口減少克服、地方創生という大きな課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、まち・ひと・しごと創生法が制定され、長期ビジョンと総合戦略が策定をされました。

国の長期ビジョンは45年後の平成72年を視野に人口を1億人程度確保し、国民の希望が実現した場合の出生率1.8に向け、出生率の向上を図るとあります。

本町では、将来の目標人口である1万6千人に向け、来年度、人口の現状分析と将来展望を行い、今後、5年間の目標や施策の基本構想、具体的な施策をまとめた坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたします。

また、国が地方創生を先行するために創設をした地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定、子育て支援のための講演会や講座の開催、3人乗り自転車の購入、保育環境改善事業を実施をしてまいります。

平成27年度の広島県の施策及び事業案の概要を見ますと、災害に強いまちづくりと地方創生が重点施策となっております。災害に強いまちづくりとして計画的なハード整備に加え、ソフト対策と一体となった効果的な防災・減災対策と進めるとあり、広島県は平成27年度から5カ年で、急傾斜地の崩壊、土石流等について土砂災害警戒区域の指定のための調査を実施するとともに、減災の実現に向けて災害死をゼロにするという目標を掲げ、県民を初め、行政、事業者、関係団体等の多様な主体が協働・連携した「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」を展開をします。

また、地方創生に向けた新たな経済成長、人づくり、安心な暮らしづくり、豊かな地域づくりを推進していくとあります。

このような国・県の動向を踏まえながら、補助金、交付金を極力活用するよう対応してまいります。

御質問三点目の、平成27年度の気概につきましては、地方創生は大きなテーマであり、平成27年度に坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたします。

全国的に少子高齢化や人口減少の状況にありますが、本町では新たに小学校などの公共施設を建設をせずに、現有公共施設を最大限活用し、町全体の均衡が図られ、世代間の循環が可能なコンパクトタウンとしての人口が1万6千人であると考えております。

この目標を総合戦略に織り込むとともに、この目標が実現できるよう鋭意取り組んでまいります。

また、本町における優先すべき施策である県道坂小屋浦線、町内幹線道路の整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を進め、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を引き続き行ってまいります。

厳しい財政状況の中ではありますが、単独町制の維持を図るため、身の丈に合った自主自立の行財政運営と、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、一層の行財政改革を計画的に進めてまいります。

今後とも、町民と行政が地域の発展をどのように図るべきかを真剣に考え、目標を共有し、一体となって活力のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 町長の新しい施策や課題に取り組む気力は本当に敬服します。

第4次計画もここまで半ば来て、順調にいったいます。ですが、ただ、これ、私、ともかく言いたいのは、ことし、特に大型企業、大型の設備事業ですね、交流センターもする、全部すんでから、ちょっと間をおいて気が楽になったような気がするんですよ。それで私がこんな問題を出したのは、なぜ、何かいうたら、これだけの中で坂町も今までいろんなアベノミクスの影響で、各県、いろんな市町村もベースアップ、要するに予算オーバーでアップしてきております。坂町はそれなのに、このたび、何かこうやって53億、前回から比べて、補正を加えりゃ60億、それをできるのは、やはり気概、さっき、この分の気概じゃなくて、やはり少し町として何か置く気があったんじゃないかと思うんです。町長、気が楽なんじゃと、そうじゃないですか。それが、そうでなかったら、これだけで、誰が考えても、地方創生でこれだけお金が入ってくるということになれば、町民の1人にしてみても、それから坂町が持つとる大型予算の

金額を見ても、ちっとはわしらにもええ面があるんじゃないんかの、この地方創生あるんじゃないかのいう懸念があるんじゃないかと思うんです。その辺は町長の、おたくのほうの考えを知らせてみてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この地方創生総合戦略というのは、行政はもとよりでありますけども、計画を実行する、あるいは計画を立てる段階で、やはりあらゆる町内の各層の方の御意見をいただきながら、それをもとに作成をしまして、そしてそれを着実に実行していくんだという、行政のみならず、議会も、それから町民の皆様も、あらゆる団体がそれを本当にやるんだという決意があって初めてその国の制度に乗っかれることになるんです。だから行政だけではなしに、皆さんもそれをうまく活用して、乗っかって、我々も行政と一緒にやってやり抜くんだという、やはり決意表明をして初めて乗っかれるようなこの総合戦略だというふうに、地方創生だというふうに思っておりますので、そこらもしっかりまた今後PRをしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 次に、さっき言ったように、2問目の分で、国の施策、県の施策に対していう中に、やはり国のこっちの地方創生出しておりますよね。それから広島県にしても、湯崎知事が言うように、女性の働きやすい日本一の県にするんだというような考えを発表しておりますね。そうすれば、やっぱり坂町にもどうしても低所得者、それから高齢者、いろんな面で、要するに300万円以下ぐらいの所得の若年層の夫婦の中、いろんな底辺の人らに対するんですね。少し県まで考えておるんですから、坂町もそういう底上げして、少しはやっとみんなに、確かに町長がいつも言うように、安心・安全で住める町いうておるんですけど、やはり予算を少し集めて、要するに、私が言いたいのは、金持ちはどんどん金をつためるんです。どうしてかいうたら、使わんからたまるんです。そうなんですよ。それで土地を持ってても、どんどん売らんから土地は持つとるんです。だけどやはりこれぐらいの時代になると、その辺の回転を少しは、交付金はいいいけど、町の、さっきの県でも言うけど、少しずつでも出して、その辺の、光り輝く、ほんまにちっちゃなの町じゃけど、少しは町の予算の中からでも出してするような意見が、気概があるのかどうか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう気持ちはよくわかるんであります。今、国のほうでもマイナンバー制度等の施策を整備をいたしておる状況でありまして、そういうものが当然整備されれば、今度は個人名でなくナンバーでわかるわけでありまして、この方がどのくらいの資産があって、どのくらいの預貯金があるというようなこともわかってくると思います、1番、2番、3番ということで。そういう状況をよくよく見きわめながら、また、国の動向も、将来にわたってそういうことも影響があると思います。そういうことを見きわめながら、坂町だけが単独でやるということもなかなか難しいと思うんです。各自治体が、県内でも23市町あるわけでありまして、そういう市町ともしっかり共同歩調をとりながら、皆さんがうまく多くの住民の方々に理解していただけるような方法を見出していければというふうには思っております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） これで最後なんですけど、町長、先ほどの県道のことでは、私がこれが総括定番ですけど、きょうのみんなの一般質問でもたくさん出ました。行政の回答の中に、県道をつくれます。確かに骨格ですからつくれますよね。つくるいう気概はわかる。わかるけど、前から私が言うように、本当にいつごろまでに、そうせんと、小屋浦がどんどん落ちてくるのも、県道ができればそれは上がるんですよ、確実に。それはあれはね道路ができちゃ、もう恐らく5分で坂へ来る。そうなれば、やはり県道も骨格見ながら、まだここまでしかとらんじゃなくて、本当にできる、それから本当にやる気がある、いつごろになるのか、それだけ聞かせてください。最後です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 広島県があくまでも県道については県営事業として施工されるわけでありまして。いつまでに言われますと、私もちょっと自信がありません。町が発注者であれば、ある程度、自信を持って言えるんですけども、とにかく県と、それこそ先ほど来、申し上げておりますように、広島県と二人三脚で、地域住民の皆さんの御理解をいただきながら、一步一步前へ進めていく、これしかないんだろうと思うんです。とにかくブレーキをかけて停滞をさせないように前進をしていくということが、この県道推進に対する私の決意表明だというふうに思っていただけだと思います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員）　今までに、僕の子供のときからで言ったら、この50年来、まず神武景気、これが31カ月続いたんです。それで次に岩戸景気が42カ月続いとるんです。それで、それがオイルショックになって、オイルショックが32カ月でダウンとなる。要するに、私の言いたいのはバイオリズムなんです。そしたら、それくらいざなぎ景気にしても一番景気よかったですよ。そのかわり落ちるのも深かった。今度、平成のこの不況が結局デフレになって15年続いとった。ようやく去年から上がってきた。上りが、私は普通よりはバイオリズムが高くなつとると思う。この一番高うなりよる、まだ私に言わせりゃ五分以下ですよ。その時期が今なんです。だからできればこの時期に、そういう上がりよる時期で、財政でも国政にしても創成のを出す。株価も上がる。そういう時期にうまく乗っかって、早くに県道とか、今、地域の創生にしてもやっていただきたいと思うんですが、その辺を一つ決意だけ、最後の気概だけ、一言だけでいいですから。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　景気の上昇もいろいろ関係があるとは思いますが、この県道事業につきましては、一応県のほうでも最優先に取り組んでいただくというふうなことで、今、進めてもらっておりますし、もちろん県営事業といえども、坂町がよくなる事業でありますので、坂町の中にも県道推進室いうのを設けまして、職員もそこへ張りつけております。本来なら、県の事業でありますと、県がやるべきことですが、坂町もそういう意欲を県のほうへも示しながら、今、取り組んでおる状況であります。

先ほど申しましたように、とにかく停滞をささんように、前へ前へ進めていくことが絶対的な大切なことだというふうに思っており、そういう方向で誠心誠意、この早期完成に向けて、坂町の職員101名が一丸となって取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（瀧野純敏議員）　頑張ってください。

○議長（川本英輔議員）　以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

再開は午後2時からいたします。

（休憩　午後　1時45分）

(再開 午後 1時59分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第2 議案第8号「坂町行政手続条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第8号「坂町行政手続条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、行政が行う処分や行政指導などの手続を規定する行政手続法について、国民の権利利益の保護の充実を図るための整備が行われたことに伴い、改正をいたすものでございます。

改正内容といたしましては、行政指導に対する救済措置として不服の申し立て制度しかなかったものを、法令に違反する事実の是正のための行政指導を求めることや、違法な行政指導の中止などを求めることができる制度を新たに設けるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「坂町行政手続条例の一部改正について」の件を採決いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第9号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第9号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、国家公務員の早期退職に係る法律が改正されたことに伴い、条文における重複表現を改めるなど、文言の整理を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 挙 手 全 員 )

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第10号「職員の給与に関する条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年8月の人事院勧告及び国家公務員の給与改定並びに平成26年10月の広島県人事委員会の勧告に準拠するため、条例の一部を改正をいたすものでございます。

昨年12月定例会での条例改正では、人事院勧告等に基づき、平成26年4月1日にさかのぼって給料表及び勤務手当の引き上げを行ったところでございますが、今回は給与制度の総合的見直し部分についての改正でございます。

給与制度の総合的見直しにつきましては、地域間の給与配分の見直し及び世代間の給与配分の見直しの観点から、給料表を改正いたすこととしております。

地域間の給与配分の見直しについては、民間賃金水準の低い地域に合わせ、全国共通に適用される給料表を平均2%引き上げることとなっております。

次に、世代間の給与配分の見直しにつきましては、50歳代後半層の職員が多く在職する号給について、最大で4%程度の引き下げを行っております。なお、人材確保への影響等を考慮して、初任給に係る号給については引き下げを行わないことといたしております。

以上、二つの見直しを行うため、平成27年4月1日より給料表の引き下げを行うもののほか、給料から控除できる項目の整理、民間の実情に合わせて単身赴任手当の引き上げ、管理職の職員が災害への対応等により臨時または緊急の必要により、平日深夜に勤務を行った場合に管理職特別勤務手当の支給を行うための改正を行っております。

なお、給料表の見直しに伴い、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に

受けていた給料月額に達しない職員に対しては、3年間に限り経過措置としてその差額を支給することといたしております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号「職員の給与に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第11号「教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」、日程第6 議案第12号「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、日程第7 議案第13号「特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第8 議案第14号「坂町職員定数条例の一部改正について」、日程第9 議案第15号「坂町表彰条例の一部改正について」の件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、議案第11号から議案第15号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「教育長の勤務時間、休暇及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」、議案第12号「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第13号「特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第14号「坂町職員定数条例の一部改正について」及び議案第15号「坂町表彰条例の一部改正について」は、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

今回の条例制定及び改正等は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の体制が変更されることに伴い、必要な条例の整備を行うものでございます。

教育長は、これまで特別職の身分を有するとともに一般職の身分に位置づけられておりましたが、法改正により特別職の身分のみとなるため、勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する事項を新たに定めるもののほか、関連条例の改正をいたすものでございます。

なお、今回の条例案につきましては、経過措置として条例の施行の際に在職する教育長及び教育委員長については、その任期中に限り従前の例によるものとしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案ごとに分割して行います。

議案第11号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第11号「教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第12号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第12号「特別職員の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議案第13号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第14号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第14号「坂町職員定数条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第15号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第15号「坂町表彰条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。



したがって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第16号「坂町介護保険条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第16号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、坂町第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料率について、介護保険法施行令の基準に従って定めるとともに、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、新たに実施することとされた事業に関し、必要な準備期間を確保するため、経過措置規定を設けるものでございます。

改正の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

所得階層ごとの保険料率を規定している第6条につきまして、第6期介護保険事業計画において、介護保険サービス見込み量が増加していることなどから、保険料を増額をするとともに、介護保険法施行令の基準が改正されたことにより、所得階層の見直しを行うものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

現行の第6条第4項に規定をいたしております保険料の基準年額6万5,280円を、改正案の第6条第5号におきまして6万8,760円に、年額にいたしまして3,480円、月額では290円の増額としております。

また、所得階層につきましては、現行の1号及び2号を一つの階層にまとめて改正案の第1号に、現行の第3号を二つの階層に分けて改正案の第2号と第3号に、現行の条例附則で規定しておりました特例段階を改正案の第4号として新たに追加し、現行の第4号以降を1号ずつ繰り下げ、11段階の階層としております。

次に、3ページをごらんください。

介護保険法の一部改正に伴い、新たに実施することとなった介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業につきまして円滑な事業実施を図るため、必要な準備期間を確保する必要がある

ことから、経過措置期間を設けることとし、その旨を附則第8条に規定をいたすもの
でございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することといたして
おります。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） これは全国一律ですか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

これは各市町村が定めるもので、一応厚生労働省令の基準に従って定めるんですが、
金額はそれぞれの市町村の介護給付の3年間の量によって違うものでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） ちょっとその中で、これはこの近隣市町村の中では、坂町は
どれぐらいの位置にあるのか教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

まだ近隣市町村につきましては、ちょうど審議の状況ではあるんですが、聞き取り
で調査しましたところ、安芸郡のほかの3町につきましては、おおむね5,700円
前後でございまして、今回の坂町とほぼ同水準ということになっております。

県内でも、大体5,800円前後が平均ではないかというふうに県から聞いておる
ところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

大田議員。

○10番（大田直樹議員） 瀧野議員が聞いて、同水準いうあれで、瀧野議員はどの辺
におるんかいうふうな具体的なあれで言われたわけよね。やっぱり聞きたいのは、町
民はよそで聞いたら、どこどこより坂は高いよのとかいうふうなのがきっと返ってく
ると思うんですよ。それで、坂町がどの位置におるのかを、同水準いうんでなくて、
具体的なあれで教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

広島市が月額で5,868円でございます。坂町が5,730円ですので、138円ほど坂町のほうが安いということになります。

海田町が月額で5,723円でございます。海田町が月額で7円ほど安いということになります。

続きまして、熊野町が5,696円でございます、坂町のほうが34円月額で高いということになります。

府中町が5,741円でございますので、坂町のほうが11円安いということで、ほぼ同水準とお答えしたわけでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。

○10番（大田直樹議員） よそらはまだ上げるどころ、坂はこういうふうにならんと改定するんですけど、よそらも上げてくるであろうというふうなところなんですか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

今、申し上げましたのは、今回の改正後の金額でございまして、広島市でいけば330円月額上がっておりまして、そのほかにも100円少しから大体200円の間で月額を上げておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号「坂町介護保険条例の一部改正について」の件を採決しま

す。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第17号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」、日程第12 議案第18号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」、日程第13 議案第19号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」の件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、議案第17号から議案第19号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第17号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」、議案第18号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護要望のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」及び議案第19号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」の三つの条例案については、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援

等の事業の人員、設備、運営等に関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を参酌して各自治体が条例で定めることとされております。

このたび、参酌基準とする厚生労働省令の一部が改正されたことから、今回、提出をしました三つの条例につきまして一部改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、サービスの名称について、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の規定を削除したほか、所要の文言整理を行ったものでございます。

なお、三つの条例案とともに、施行期日につきましては、平成27年4月1日にかから施行することといたしております。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案ごとに分割して行います。

議案第17号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これから、議案第17号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議案第18号について、討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第18号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護要望のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 次に、議案第19号について、討論はありますか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号「坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第14 議案第20号「坂町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第20号「坂町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき、保育の必要性の認定に関する基準を定めたものでございます。

なお、本条例制定に伴い、これまで児童福祉法の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めていました坂町の保育の実施に関する条例は、附則第2により廃止いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第20号「坂町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第21号「坂町保育所条例の廃止について」、日程第16 議案第22号「坂町保育所使用料条例の廃止について」、日程第

17 議案第23号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」の件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議案第21号から議案第23号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第21号「坂町保育条例の廃止について」、議案第22号「坂町保育所使用料条例の廃止について」及び議案第23号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」の三つの議案につきましては、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

今回の条例廃止または改正は、いずれも坂町立保育所及び坂町立小屋浦保育所を民営化することによるものでございます。

また、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正については、民営化に伴う環境の変化等に配慮するため、現在、勤務している町正規職員を移管先の微妙福祉会に派遣できるよう改正をいたすものでございます。

これにつきましては、派遣を行うことで待遇について不利益を受けることのないよう、他の職員と同様に給料、期末手当等に加えて勤勉手当も坂町から支給できるように改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○5番(瀧野純敏議員) この中での23号の中で、これは職員を派遣しますよね。派遣して、今度はもしか2年なら2年、3年なら3年で帰るときは、この庁舎への帰還はできるんですか。

○議長(川本英輔議員) 中村総務課長。

○総務課長(中村政愛君) 派遣についてお答えをいたします。

この派遣については、原則3年の派遣の期間ということになっております。それについて、特段の事情がない限り、坂町の職員としてまた戻ってくるということになる

ものがございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） 追加をお願いいたします。

先ほど、原則3年と申し上げまして、特段の事情があり、双方合意の上、皆様と関係者が合意すれば、さらにあと2年、最大5年ということも可能ということとなっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案ごとに分割して行います。

議案第21号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号「坂町保育所条例の廃止について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第22号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第22号「坂町保育所使用料条例の廃止について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第23号について、討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これから、議案第23号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第18 議案第24号「財産の無償譲渡について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第24号「財産の無償譲渡について」御説明を申し上げます。

本議案は、坂町立小屋浦保育所の民営化に当たり、運営法人が4月1日から保育所運営を開始することから、それにあわせて建物を無償譲渡するものでございます。

なお、坂町立保育所につきましては、民営化に当たり、運営法人が9月から建物等

の改修を行うこととなったことから、6月定例会において財産の無償譲渡について提案をいたし、議決をいただいております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第24号「財産の無償譲渡について」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第19 発議第1号「坂町議会委員会条例の一部改正について」の件を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

出下議会運営委員長。

○7番（出下 孝議員） 坂町議会委員会条例の一部改正について。

発議第1号「坂町議会委員会条例の一部改正について」御説明いたします。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席事務）が改正されたことにより、改正す

るものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 続いて質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、発議第1号「坂町議会委員会条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第20 議案第25号「平成27年度坂町一般会計予算」の件、日程第21 議案第26号「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」の件、日程第22 議案第27号「平成27年度坂町下水道事業特別会計予算」の件、日程第23 議案第28号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計予算」の件及び日程第24 議案第29号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の件、5議案を一括議題とします。

5議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第25号「平成27年度坂町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

現在の我が国経済を見ると、アベノミクスの三本の矢の一体的推進により、緩やかな景気の回復基調が続いているものの、消費税の引き上げにより個人消費等に弱さが見られ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなりました。

平成27年度におきましては、先行きのリスクとして海外景気の下振れ等に留意す

る必要もありますが、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環がさらに進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気の回復が見込まれています。

本町の財政見通しといたしましては、町民税等一般財源収入の増加が見込まれているものの、支出において社会保障関係経費等の大幅な増加が予想されることなどから、楽観視できない状況が続くものと認識をいたしております。

こうした中、坂町第4次長期総合計画を確実に実現させるため、聖域を設けることなく、義務的経費も含めた歳出の削減をこれまで以上に断行し、必要な財源を確保してまいります。

平成27年度予算では、国の緊急経済対策への対応も行う中で、身の丈にあった予算を編成いたし、県道を骨格としたまちづくりの中心である都市再生整備計画事業を重点的に推進し、対前年度比2.7%減の53億5,845万4千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては対前年度比2.0%増の5億8,311万3千円を計上をいたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の増加見込みを勘案し、対前年度比47.5%増の4億568万1千円を計上いたしました。

固定資産税では、評価額の下落を考慮し、対前年度比2.0%減の12億5,148万4千円を試算計上をいたしました。

18ページの地方消費税交付金では、昨年の消費税率の引き上げにより、対前年度比45.5%増の2億4,433万5千円を試算計上をいたし、19ページの地方交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比0.3%増の7億6,400万円を試算計上をいたしました。

24ページの国庫補助金、民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業を計上いたし、25ページの土木費国庫補助金では、社会資本道路整備事業及び都市再生整備計画事業を計上いたしました。

28ページの県補助金、衛生費県補助金では、公共施設再生可能エネルギー等導入事業2億2,400万円を計上いたしました。

36ページの諸収入、雑入では、B&G財団助成事業を計上いたしました。

37ページの町債では、臨時財政対策債及び港湾整備債を計上いたしました。この

うち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

38ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上をいたしました。

41ページからの総務費では、一般管理費で電算関係経費等を計上いたし、45ページの財産管理費では、庁舎等の維持管理経費を計上いたしました。

61ページからの民生費、老人福祉費では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

61ページの臨時福祉給付金給付事業費及び70ページの子育て世帯臨時特例給付金給付事業費では、昨年度に引き続き、低所得者や子育て世帯への負担軽減措置として、臨時給付金に係る経費を計上いたしました。

72ページの生活保護費では、生活保護関連経費を計上いたしました。

78ページからの衛生費、環境衛生費では、町民交流センターへ設置予定の太陽光発電及び蓄電池設置に係る費用をそれぞれ計上いたしました。

85ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

89ページの農林水産業費、水産業振興費では、広域カキ殻処理対策事業を計上いたしました。

90ページの商工費、商工総務費では、消費者行政活性化事業を計上いたし、商工振興費では、中小企業融資預託金を計上いたしました。

94ページからの土木費、道路新設改良費では、都市再生整備計画事業、社会資本道路整備事業及び県道坂小屋浦線道路事業県営工事負担金を計上いたしました。

96ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

99ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたし、101ページの住宅管理費では、ベイシティー坂大規模改修に係る経費を計上いたしました。

103ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたし、

107ページの防災事業費では、急傾斜地県営工事負担金を計上いたしました。

108ページからの教育費では、児童生徒の有する能力を伸ばしつつ、社会において自律的に生きる基礎を培い、また、地域社会の形成者として必要とされる基本的な

資質を養うことを目的とした予算を計上いたしました。

122ページの幼稚園費では、幼稚園就園奨励費補助金を計上いたしました。

123ページからの社会教育費では、町民センターを拠点とし、全ての世代に対応した生涯学習事業を展開してまいります。

132ページからの海洋センター管理費では、海洋センタープール改修費用を計上いたし、135ページからの町民交流センター費では、施設の維持管理経費を計上いたしました。

139ページの公債費は、償還計画に基づき試算計上をいたしました。

以上で、予算の概要につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり副町長、教育長、担当部長、教育次長、会計管理者、担当課長からお答えをさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第26号「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成26年度の補助金及び医療費実績並びに国・県からの予算編成要領に基づき試算を行い、対前年度比6.3%増の18億1,219万6千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページから12ページにかけての国民健康保険税の2億8,123万2千円は、医療給付費分2億39万4千円、後期高齢者支援金分6,288万2千円、介護納付金分1,795万6千円の暫定賦課による収入見込み額でございます。

13ページの国庫支出金、国庫負担金2億989万2千円、国庫補助金8,343万1千円、療養給付費交付金7,819万2千円、14ページの前期高齢者交付金6億2,438万9千円は医療費の見込みに基づいて試算し、計上をいたしました。

県支出金、県負担金1,344万2千円は、高額医療費共同事業と特定健康診査等に対する県負担金分として、県補助金6,624万6千円は医療費の見込みに基づいて試算し、計上をいたしました。

15ページの共同事業交付金3億8,373万4千円は、高額医療費等に対する国保連合会からの交付見込み額を計上いたしました。

16ページの繰入金、一般会計繰入金7,067万8千円は、それぞれの事業の算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

19ページの総務費、総務管理費619万3千円は、マイナンバー制度導入に伴う電算システム改修業務などの委託料474万1千円及び国保連合会への負担金57万4千円が主なものでございます。

20ページの徴税費155万3千円は、保険税賦課に要する費用と納付書郵送料が主なものでございます。

21ページの保険給付費、療養諸費10億3,239万6千円、22ページの高額療養費1億1,654万2千円は、平成26年度の医療費実績に基づいて試算し、計上いたしました。

23ページの出産育児諸費546万3千円、葬祭諸費50万円は、それぞれ見込み額を計上をいたしました。

24ページの後期高齢者支援金等1億7,854万2千円、前期高齢者納付金等23万9千円、25ページの介護納付金6,744万9千円は、それぞれ見込み額を計上をいたしました。

共同事業拠出金3億8,708万5千円は、国保連合会からの通知により見込み額を計上をいたしました。

26ページの保険事業費420万円は、健康づくりのための講師謝金、後発医薬品差額通知の委託料及び糖尿病予防指導業務の委託料が主なものでございます。

特定健康診査等事業費751万6千円は、特定健康診査の委託料が主なものでございます。

27ページの諸支出金、償還金及び還付加算金150万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第27号「平成27年度坂町下水道事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本年度の予算は歳入歳出それぞれ6億7,447万円といたすものでございます。

初めに、11ページの歳入につきまして御説明申し上げます。

分担金及び負担金の下水道事業受益者負担金63万4千円は、試算の上、計上をいたしました。

使用料及び手数料の公共下水道使用料2億8,100万円は、試算の上、計上をいたしました。

12ページの事業費国庫補助金2,055万円は、試算の上、計上いたしました。

一般会計繰入金2億4,847万6千円は、試算の上、計上をいたしました。

13ページ、水洗便所設備資金貸付金元利収入68万8千円は、貸付金の償還金収入でございます。

事業債1億2,250万円は、付記説明のとおり、事業支出に伴い計上いたしました。

次に、14ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

総務費の一般管理費1億5,207万1千円のうち需用費873万1千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電気料等でございます。

15ページの役務費105万3千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電話料並びに下水道函渠維持費等でございます。

委託料1,764万9千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託料並びに使用料、徴収業務委託費を計上いたしました。また、工事請負費50万円は、下水道施設維持管理工事等を試算の上、計上いたしました。

負担金補助及び交付金8,263万9千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては、付記説明のとおり、各協会への負担金等でございます。

貸付金120万円は、水洗便所設備資金貸付金でございます。

16ページ、公課費1,815万8千円は、消費税でございます。

事業費の公共下水道整備費4,561万7千円のうち委託料2,684万4千円は、函渠長寿命化計画に伴う調査業務が主なもので、試算の上、計上をいたしました。

工事請負費1,830万円は、汚水函渠工事費を試算の上、計上いたしました。

流域下水道整備費566万6千円は、太田川流域下水道整備事業の建設負担金でございます。

17ページ公債費4億7,061万6千円は、起債借り入れ実績に基づき、試算の上、計上をいたしました。

予備費につきましては50万円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第28号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、平成26年度の保険給付費などの実績見込み額に基づき試算を行い、対前年度比12.8%増の12億7,327万円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページの保険料、介護保険料2億4,005万7千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上をいたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金2億2,368万2千円、国庫補助金7,196万6千円、支払基金交付金3億4,682万6千円、13ページの県支出金、県負担金1億7,685万1千円及び県補助金362万2千円は、保険給付費見込み額などから、それぞれの算出方法に試算し、計上をいたしました。

14ページの繰入金、一般会計繰入金1億7,440万2千円は、介護給付費繰入金、その他繰入金及び地域支援事業繰入金をそれぞれ試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

16ページの総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費など1,847万6千円を計上いたしました。

18ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護者に対する居宅及び施設等のサービス給付費10億9,350万円を計上をいたしました。

19ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者の健康状態の維持または改善を目的とした給付費8,080万円を計上いたしました。

その他諸費100万円は、国保連合会へのレセプト審査手数料として計上いたしました。

20ページの高額介護サービス等費1,401万円は、施設等の利用者負担金が一定の上限額を超えた方に支給するもので、高額医療合算介護サービス等費100万1千円は、医療保険及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた方に支給をいたすものでございます。

21ページの特定入所者介護サービス費4,210万円は、低所得者の方の施設利

用料を軽減するための費用でございます。

地域支援事業費、介護予防事業費では、高齢者の自立した日常生活を支援するための事業費として625万4千円を計上し、包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センターの委託料などの経費として1,457万3千円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第29号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上をいたしましたもので、対前年度比5.5%増の1億6,383万2千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

9ページの後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料9,337万2千円及び普通徴収保険料3,608万円は、後期高齢者の方から納めていただいております保険料を広域連合からの通知により計上いたしました。

10ページの繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金157万7千円は、保険料の徴収に係る経費の財源として計上し、保険基盤安定繰入金3,172万1千円は、低所得者の方に対する軽減措置分の財源として計上をいたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

12ページの総務費、一般管理費129万6千円は、社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修費を計上いたしました。

徴収費では、保険料徴収に係る事務経費として66万2千円を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金1億6,117万3千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

ただいま町長から説明がありました5議案については、10人の委員で構成する予

算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議案第25号から議案第29号までの5議案については、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、坂町委員会条例第6条第1項の規定により、1番中川議員、2番主枝議員、3番奥村議員、4番柚木議員、5番瀧野議員、7番出下議員、8番姫宮議員、9番折出議員、10番大田議員、11番中議員、以上10名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

ただいま指名しました10名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、正副委員長は坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選するとなっておりますので、これより互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時15分)

(再開 午後 3時16分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選の結果が議長に対して通知されましたので、報告いたします。

委員長に中 雅洋議員、副委員長に出下 孝議員がそれぞれ選任されております。中議員、出下議員、よろしく願いをいたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第25号から議案第29号までの平成27年度予算関連5議案については、会議規則第46条の第1項の規定により、3月11日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

平成27年度予算関連5議案については、会議規則第46条の第1項の規定により、3月11日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

委員会審査のため、3月7日から3月10日までの4日間休会とし、3月11日午後4時に再開したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、3月7日から3月10日までの4日間休会とし、3月11日午後4時に再開することに決定しました。

本日はこれで休会します。

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(大島英司君) 一同、御礼。

(休会 午後3時18分)